

京都市老人福祉中・長期計画

- 高齢化社会に対応する老人福祉の総合的施策 -

昭和59年11月

京 都 市

第1 計画策定に当たっての基本的な考え方（略）

第2 計画の課題別施策の内容

1 就労と所得保障

（1）基本的な考え方

高齢者の生活を保障するとともに、自立を促し、生きがいを高めるためには、生活のための経済的条件を確立することが基本的な要件となります。そのためには、高齢者の就労・雇用の保障と同時に、年金をはじめとする公的所得保障制度が充実されなければなりません。

高齢者の就労は、所得の確保という意義だけでなく、その持てる能力を活用し、社会関係の中で生きがいを見出す場としても重要な意味を持っています。また、公的所得保障制度の充実は、ほかに生活を保障される手段を持たない高齢者にとってどうしても必要です。これらにより、高齢者が就労の有無にかかわらず生活が保障され、就労の権利と共に引退の自由を保障される条件を整備していかなければなりません。

（2）現状と課題

ア 高齢者の就労条件

本市における55歳以上の有業率、即ち何らかの形で仕事をしている者の比率は、長期的に見れば55～64歳では徐々にではあれ増加していますが、65歳以上ではおおむね減少傾向にあります。これは全国的に見ても同じことがいえます。

次に産業別では、特に製造業、卸売、小売業、サービス業の部門で高い率を示しています。また、小規模企業への就業の比率が高いことや自営業主の高齢化も目立っています。

こうしたことから、今後の高齢化に向けて、高齢者の就労機会の確保、就労条件の整備を図っていく必要があります。なかでも、今後更に雇用量が増大すると見られるサービス業をはじめ、高齢者の就業率の高い小規模企業や伝統的地場産業、自営業などに対する施策を充実していかなければなりません。

イ 定年の延長

現在、全国の一法定年制を定めている企業の中で、定年年齢が60歳以上の企業の占める割合は50パーセントを超えています。また、60歳以上定年制を決定あるいは予定している企業も相当数に上ります。国においても、60歳定年制の一般化の実現に向けて数々の施策が行われています。

このように、60歳定年制の早期一般化の実現は、急速な人口高齢化の進行から見て、男女同一定年制の問題と共に当面の重要な課題と考えられます。また、将来的には、65歳定年制の導入も検討していかなければなりません。

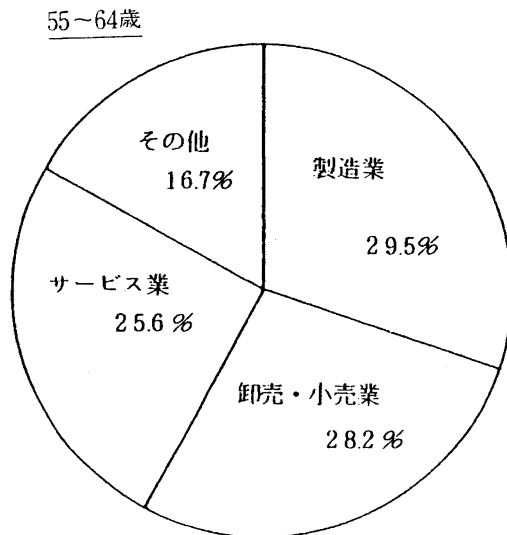
（表・規模別にみた定年年齢を60歳以上とする企業割合の今後の変化 - - 略）

ウ 高齢者の雇用促進

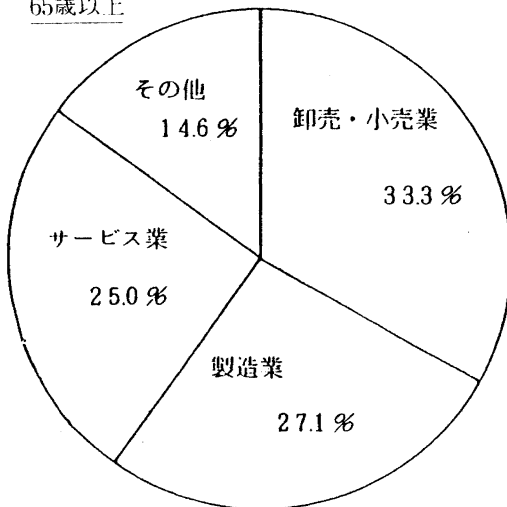
府下における、55歳以上の高齢者の法定雇用率（6パーセント）未達成企業の割合を見ると、全国的傾向と同様、従業員規模が大きくなるに従って高くなっています。雇用率の早期達成のためには、身体障害者雇用促進法による場合と同様、未達成企業から納付金を徴収するなどの措置を講ずる必要があります。

職業安定所や高齢者無料職業紹介所における求人数・就職者数はこの1～2年減少の傾向にあります。そのため、昨今では新規求職者数も少なくなっています。このことは、とりもなおさず高齢者をとりまく就労環境の厳しさを物語っており、今後はより積極的な求人開拓と共に新たな就労あっせん体制

有業高齢者の産業別内訳（京都市）



65歳以上



資料：就業構造基本調査（京都市統計課、昭和57年）

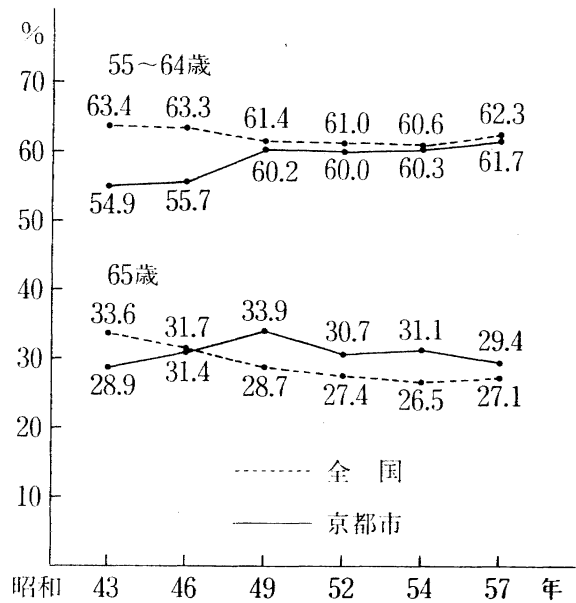
の検討が望まれます。

また、就労経験のない高齢者や技術革新にも対応できる職業訓練体制の充実も急務と考えられ、更に退職者の組織化や雇用情報の提供、雇用問題研究なども重要な課題としなければなりません。

エ 公的所得保障制度

現在就労している高齢者にとって、自らが働けなくなった時の生活維持の方法としては、年金が最も

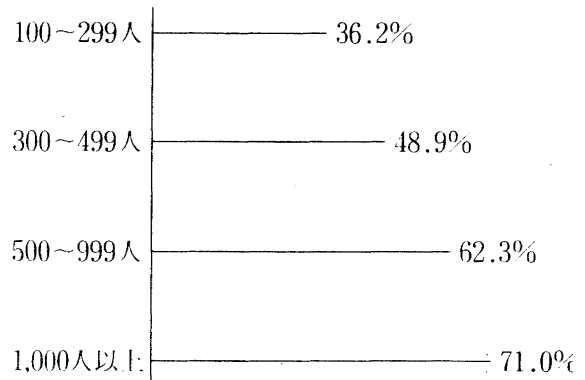
高年層の有業者率の推移



資料：就業構造基本調査（京都市統計課、昭和57年）

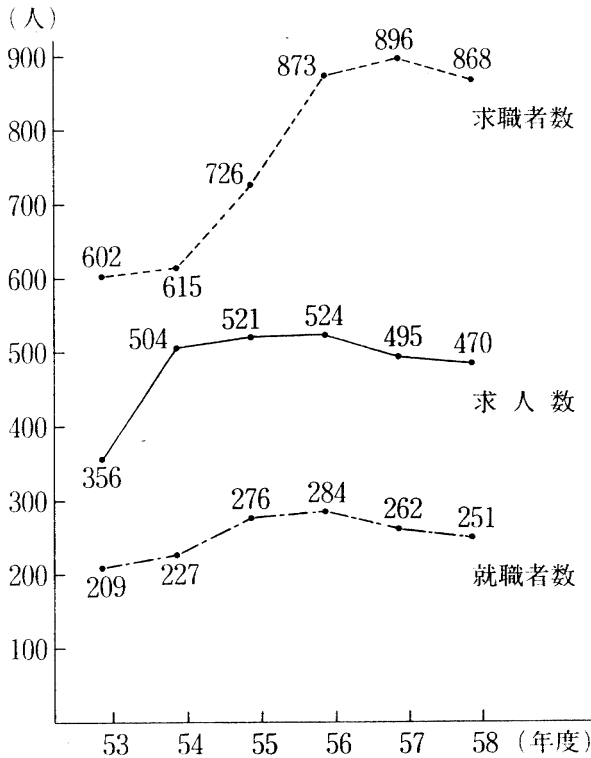
法定雇用率未達成企業の割合

（従業員規模）



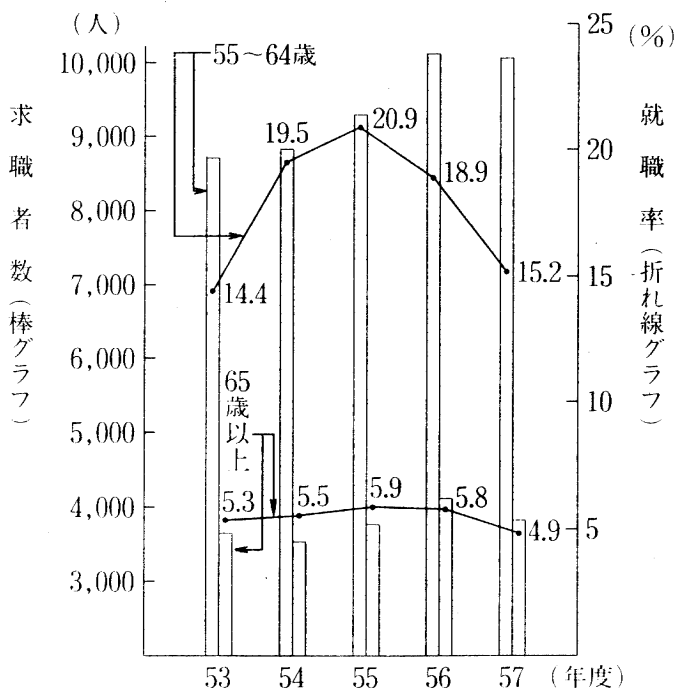
資料：京都府職業安定課、昭和58年6月1日調査

京都市高齢者無料職業紹介事業における求人・求職・就職者数



資料：中央老人福祉センター調べ

京都府職業安定課における求職者数・就職率の年次推移



資料：京都府職業安定課調べ

大きな存在です。しかしながら、現在の年金制度、更には公的所得保障制度は、それだけで生活していくためには十分なものとはいえません。今後は一層制度を充実させ、高齢者の生活を保障できるようにすることが必要です。

(3) 施策の方向

ア 高齢者の就労条件の整備

(ア) 就労機会の確保

産業の振興は、市民の豊かな暮らしを確保する条件です。京都の特性を生かし、地域社会に溶けこんだ産業を育成して、高齢者を含む市民の就労の場を確保するよう努めます。

特に、高齢就労者の割合の高い自営業、中小企業が多く存在している地場産業の振興を進めます。このため、中小企業の経営基盤を強化するほか、小規模企業の近代化、自営業などの事業後継者の確保を図るための施策を強化します。

更に、今後雇用量の増大が見込まれるサービス業などについて、実態把握と調査研究を行います。

(イ) 就労条件の改善

高齢者の就労機会の確保のために、その就労条件の改善が必要です。高齢者については、一般に他の年齢層より労働災害の発生率が高くなっているため、高齢者の労働安全の確保を個別企業に働きかけるとともに、より高齢者に適した職場等の環境改善を促進します。

また、M・E(マイクロ・エレクトロニクス)を

働けなくなった時の生活維持の方法

- 最もあてにしているもの -

(対象：府下、55歳以上の製造業従事者)

	回答数 - 127
預貯金・財産収入	3.2 %
妻・夫の収入	0.8
子供からの援助	4.7
年金・恩給	88.2
生活保護	-
あてがない	2.4
その他	-
計	100.0

資料：京都府労働経済研究所「高齢者の就業意識アンケート調査」(昭和57年)

中心とする技術革新は高齢者の体力の衰えを補う面があり、高齢者の就労機会の拡大と安全確保という視点から、先端技術の導入促進を図ります。

更に、フレックス・タイム（変動出勤時間）制の普及は、高齢者の就労ニーズの多様化に対応するだけでなく、就労機会の拡大にもつながることが期待されるので、普及のための施策を国や府に要望します。

イ 定年の延長

65歳までの高齢者の雇用機会の確保は、基本的には定年の延長によって達成されるべきであると思われます。そこで、当面は、60歳定年制の早期一般化の実現と、男女同一定年制の早期実現を国や府に要望します。

更に、将来的には、これからの高齢化社会に向けて、65歳定年制の導入を国や府に要望していきます。

ウ 高齢者の雇用の促進・開発

(ア) 雇用の促進と就労のあっせん

高齢者の雇用の促進するうえでは、単に企業努力を待つだけでは不十分であり、適当な強制的行政措置を加えていく必要があります。そこで、当面は55歳以上の常用の法定雇用率（6パーセント）の完全達成に向け、未達成企業から納付金を徴収し、高齢者の就労対策に活用できるように、法改正を含め国や府に要望していきます。

また、公的な就労の相談、あっせん機能を充実、強化するほか、シルバー人材センターを含め、より地域的で新たな就労あっせん体制を、実態調査を実施しつつ検討していきます。

更に、高齢者を雇用する新たな工場の設立に対する指導、援助や、共同事業、共同作業の育成などの取組についても検討していきます。

年金での生活

	65歳以上一般老人	ひとりぐらし老人	ねたきり老人
十分くらししていける	5.6%	6.0%	5.8%
何とかくらししていける	24.8	31.2	21.1
くらしいけない	62.7	61.2	68.5
無回答	6.9	1.6	4.6
計	100.0	100.0	100.0

	65歳以上一般老人	ひとりぐらし老人	ねたきり老人
働いている	55.9%	25.2%	62.8%
預貯金をとりくずしている	11.5	13.3	8.1
家賃・地代収入	11.5	8.0	5.9
利子・配当金	8.0	5.4	2.2
同居家族の収入	17.8	25.3	11.9
親族からの援助・仕送り	6.3		
借金	0.4	0.3	0.4
生活保護	5.0	26.5	11.5
その他	2.8	4.0	6.0
無回答	4.6	4.7	2.8

(働いている人がいる)

(別居している親族からの援助・仕送り)

資料：京都市老人実態調査（昭和56年）

IV 高齢者福祉施策——京都市

(イ) 職業訓練の充実

雇用の促進、開発において、高齢者自身が自己の能力を維持、向上させることは、高齢者のニーズに見合った職場の開発と共に大きな課題です。特に、今後の M.E(マイクロ・エレクトロニクス)を中心とする技術革新に対応できるよう、職業訓練体制の充実を関係機関に要請していきます。

また、就労経験を持たない高齢者に、可能な範囲で、新しい技能が修得できるための職業訓練の実施を府に要望していきます。

(ウ) 退職者の組織化

就労や雇用の促進などの面で有効な役割を果たすと考えられるので、既存の退職者協議会組織や労働団体などと協議し、また、より一層の組織化

を図るための調査、研究などを行います。

(エ) 雇用情報の提供と雇用問題研究

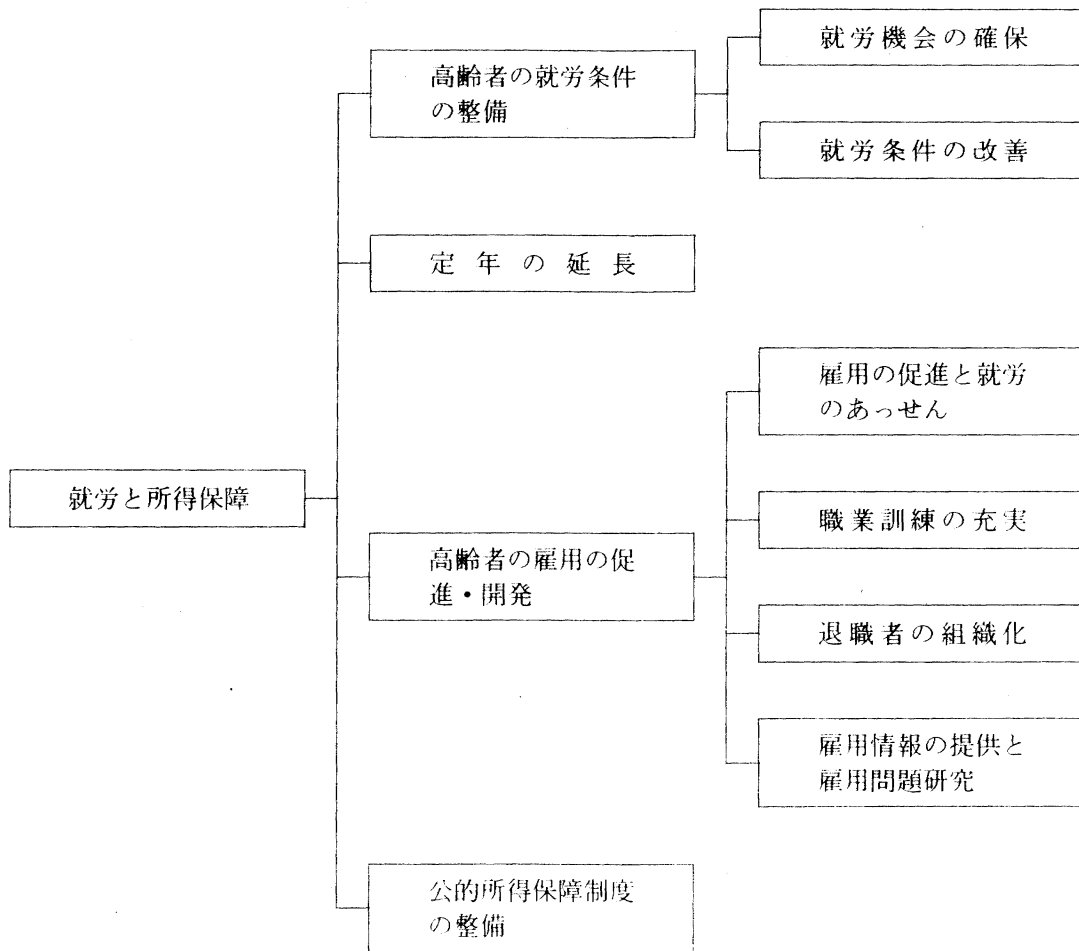
職業安定所をはじめ、職業相談、あっせん体制において、雇用情報提供の拡充に努めるとともに、その旨府に働きかけます。

更に、雇用問題の研究や情報交換の場を積極的に設けていきます。

エ 公的所得保障制度の整備

公的所得保障制度の充実が重要な課題であるので、年金受給格差の是正を含め、年金制度の改善、充実について国に要望していくとともに、その他の制度の充実を図り、高齢者の生活が保障される条件が整えられるよう国に要望していきます。

(4) 施策の体系



(5) 事業内容

事業名	計画内容	対象				実施時期	担当局
		独居	ねたきり	痴呆	その他		
1 高齢者の就労条件の整備 (就労機会の確保)							
・地場産業の育成	地域社会に溶けこんだ産業を育成して、高齢者の就労の場を確保するとともに、中小企業の経営基盤の強化を図る。				○	A	経済局
・自営業などに対する施策の強化	自営業や小規模企業の近代化、組織化及び事業後継者の確保を図るための施策を強化する。				○	A	〃
・サービス業についての調査研究	高齢者に適性があり、かつ今後雇用量が增大すると見られるサービス業について、実態把握とその振興のための調査研究を行う。				○	A	〃
(就労条件の改善)							
・職場環境の改善促進	個別企業に対し、高齢者に適した職場等の環境改善を促進する。				○	A	経済局
・技術革新による就労条件の改善	高齢者の就労を容易にし、かつ安全確保の面から、M. Eを中心とする先端技術の導入促進を図る。				○	A	〃
・フレックス・タイム制の普及	フレックス・タイム制の普及など、多様な就労形態を確保できるよう国や府に要望する。				○	A	民生局
2 定年の延長							
・60歳定年制と男女同一定年制の実施	60歳定年制の早期一般化の実現と、男女同一定年制の早期実現について国や府に要望する。				○	A	民生局
・65歳定年制の導入	これからの高齢化社会に向けて、65歳定年制の導入を国や府に要望する。				○	B	民生局
3 高齢者の雇用の促進・開発 (雇用の促進と就労のあっせん)							

IV 高齢者福祉施策——京都市

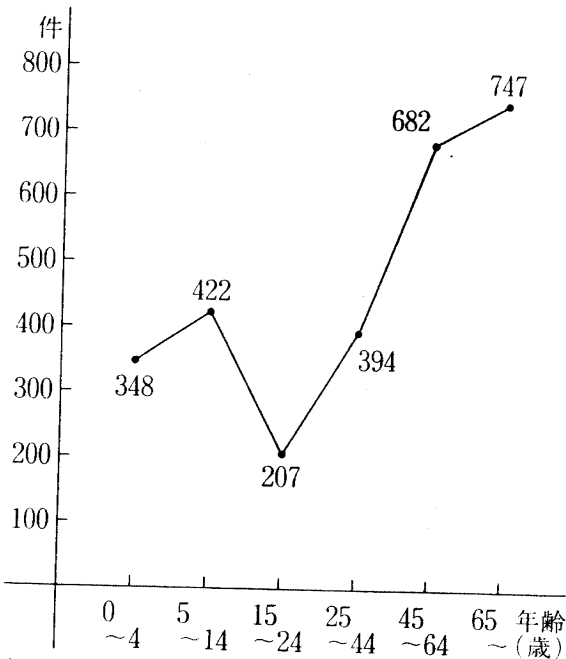
事業名	計画内容	対象				実施時期	担当局
		独居	ねたきり	痴呆	その他		
・法定雇用率の完全達成	法定雇用率（6パーセント）の完全達成に向け、未達成企業から納付金を徴収し、就労対策に活用できるよう国や府に要望する。				○	A	民生局
・就労の相談・あっせん機能の充実	求人開拓のため、市民・企業に対してPR紙を発行する。 高齢者無料職業紹介所を充実強化する。 シルバー人材センターの設立について検討する。				○	A	〃
・高齢者を雇用する工場の設立	高齢者が共同作業を行える、高齢者福祉工場の設立について指導、援助する。				○	B	〃
(職業訓練の充実)							
・技術革新に対応する職業訓練体制の充実	高齢者が技術革新などに応じられるよう、職業訓練体制の充実を関係機関に要請し、また学校、研究機関等と連携し、研修や講演会等の充実を図る。				○	A	経済局
・職業訓練の強化	婦人高齢者など就労経験を持たない者も含め、高齢者に可能な範囲内で新しい技能を修得するための職業訓練の実施について、府に要望する。				○	A	民生局
(退職者の組織化)							
・退職者の組織化のための調査・研究	既存の退職者協会組織や労働団体（総評・同盟・中立労連）などと、一層の組織化を図るための調査、研究、協議を行う。				○	A	総務局
(雇用情報の提供と雇用問題研究)							
・雇用情報の提供	職業安定所のテレホン・サービスなど情報提供の拡充につき、府に働きかける。				○	A	総務局
・雇用問題の研究	老人問題京都市域シンポジウムにおいて雇用問題についても論議を深める。 高齢者能力活用推進協議会を定期的に開催し、意見交換と研究を行う。				○	A	民生局
					○	A	〃

事業名	計画内容	対象				実施時期	担当局
		独居	ねたきり	痴呆	その他		
4 公的所得保障制度の整備 ・年金制度の改善・充実 ・公的所得保障制度の改善・充実	京都市労働問題懇談会で意見、情報の交換を図る。				○	A	総務局
	年金受給格差の是正を含め、年金制度の改善・充実につき、国に要望する。				○	A	民生局
	高齢化社会の進行に見合う公的所得保障制度の改善・充実を図り、高齢者の生活が保障される条件が整えられるよう国に要望する。				○	A	〃

2 生涯的な保健医療体制の確立
(1) 基本的な考え方

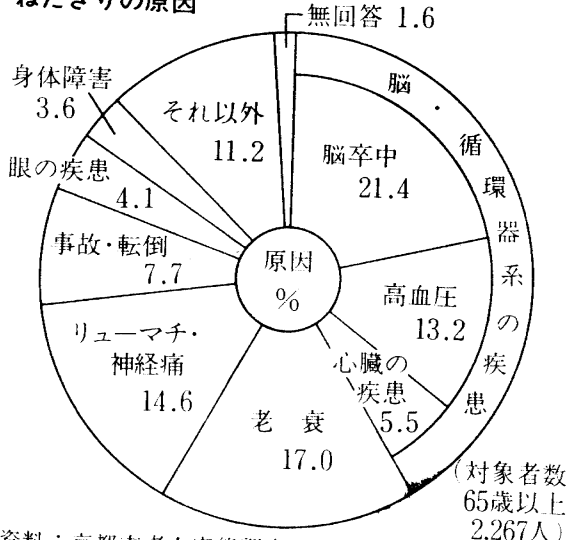
高齢者層の保健医療ニーズとその増大への対応としては、地域的かつ包括的な保健医療体制が、福祉サービスとの密接な連携の中で確立されていく必要があります。

年齢階級別有病率（人口千人当たりの傷病件数）



資料：京都市地域傷病医療・保健衛生調査(昭和55年)

ねたきりの原因



資料：京都市老人実態調査(昭和56年)

一方、健康は本来個人の自覚と努力によって維持・増進されるものであり、健やかな老後はここから生まれてくるものといえます。

こうした市民の努力が成果をあげ得るよう、健康増進から疾病予防、治療、リハビリテーションまでの一貫した、生涯的な保健医療体制の確立が必要です。

(2) 現状と課題

ア 高齢者の保健医療

京都市における有病率は、加齢とともに高率となっており、65歳以上では過半数に上っています。その内訳では、特に循環器系疾患、高血圧疾患、リウマチ、神経痛、老人性精神障害などが目立っています。

「実態調査」においても、健康についての自己診断ではありますが、65歳以上の一般老人の47.5パーセント、ひとり暮らしの老人の52.7パーセントが身体の不調を訴えています。

「実態調査」によれば、市内在宅の65歳以上のねたきり老人は約3,200人で65歳以上人口の2.1パーセントになります。更に、特別養護老人ホーム入所中や入院中のねたきり老人を含めれば、65歳以上人口の4パーセント前後を占めると考えられます。このねたきり老人の出現率そのものは、今後も大きな変化はないと予測されます。

また、痴呆性老人は、65歳以上人口の3~5パーセントと推定され、そのうちの約40パーセントが常時介護を必要とする状態にあると見られます。

こうした高齢者の保健医療ニーズへの対応には、地域的で包括的な保健医療体制の確立が必要であり、そのためには在宅医療と入院をつなぐ中間施設の設立や、家庭における介護力の低下を補完できるよう福祉サービスとの積極的な連携のもとにホーム・ケア体制を整備していく必要があります。また、ホスピスを含め終末ケアのあり方の検討も求められます。

イ 老人保健法体制への対応

昭和58年の老人保健法の実施は、高齢化社会に対応して医療を含む保健事業を総合化し、とかく事後的対応となりやすいこれまでの医療保障制度の欠陥を補充し、包括医療や地域医療システムに制度的基盤を与えるものとして評価すべき点も少なくありません。しかしこれを契機に、京都市においては著しい変化が見られないものの、全国的に見れば、受診率の伸びの低下が統計上示されています。

老人保健法施行後日も浅いので、今後は、その推移を慎重に分析して、対応を考えていく必要があります。

(表・老人医療費の伸びの変化 全国 - - 略)

ウ 保健・医療従事者

本市では、医療施設、医師数で比較的良好な条件のもとにあります。看護婦については設置主体によ

る格差が大きく、その充足が必要です。また、保健婦や理学療法士(PT)、作業療法士(OT)についても、老人保健法による保健事業に十分な役割を果たすには、なお不充足の状態にあり、その養成に必要な施策を講ずる必要があります。

(表・医療施設数・11大都市比較 人口10万人当たり - - 略)

医療従事者数

	京 都 市			
	総 計	病 院	一 般	歯 科
常 勤	3,185	1,561	1,624	-
医 師 非 常 勤	3,141	2,473	665	3
計	6,326	4,034	2,299	3
常 勤	845	41	11	793
歯 科 医 師 非 常 勤	222	28	14	180
計	1,067	69	25	973
薬 剤 師	623	475	148	-
助 産 婦	270	208	62	-
看 護 婦 (女)	5,444	4,774	662	8
準 看 護 婦 (女)	3,475	2,856	616	3
看 護 業 務 補 助 者	3,209	2,160	1,049	-
計	13,021	10,473	2,537	11
理 学 療 法 士	83	55	28	-
作 業 療 法 士	11	9	2	-
視 能 訓 練 士	10	8	2	-
管 理 栄 養 士	46	41	5	-
栄 養 士	288	266	22	-
歯 科 栄 養 士	327	20	7	300
歯 科 技 工 士	272	17	6	249
診 療 放 射 線 技 士	362	292	70	-
診 療 線 技 師	93	44	49	-
臨 床 検 査 技 師	588	523	65	-
臨 床 検 査 衛 生 検 査 技 師	21	8	13	-
そ の 他	123	105	18	-
マ ッ サ ー ジ 師	257	214	43	-
そ の 他 の 技 術 員	1,495	269	93	1,133
計	3,976	1,871	423	1,682
医 療 社 会 事 業 従 事 者	80	38	42	-
事 務 職 員	4,434	2,314	1,844	276
そ の 他 の 職 員	2,800	2,015	677	108

(注)

1. 一般・歯科診療所については、昭和56年末の医療施設静態調査による。

2. 歯科欄中、歯科業務補助者はその他の技術員に含む。

資料：京都市衛生統計年報
(昭和58年)

IV 高齢者福祉施策——京都市

エ 保健予防活動

老人保健法の実施は包括医療や地域医療システムに制度的基盤を与えるものでもあり、本市としても、これからの高齢化社会に向けて、健康増進からリハビリテーションまでの一貫した保健予防活動を充実強化していく必要があります。

とりわけ、ねたきり老人や痴呆性老人の原因となりやすい脳血管疾患等循環器疾患の予防活動を強化していかなければなりません。

(3) 施策の方向

ア 地域保健医療体制の充実

㊦ 総合的な地域保健医療体制の整備

すべての市民に、いつでも、どこでも、だれにでも適切な医療を受ける機会を確保していく、総合的な地域保健医療体制を整備していく必要がある

ります。現在審議中にある医療法改正案には、地域医療計画を策定することが都道府県に義務づけられていますが、これに伴う、府の地域医療計画の策定に当たっては、先の観点から、従来の医療供給体系の再検討やデイ・ホスピタルの設立等を含め、府と協議、研究を進めます。

(イ) 保健・医療従事者対策

老人保健法実施に伴って医療を含む保健事業の強化のためのマン・パワーを充足する観点から、看護婦、保健婦、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)の養成に必要な条件整備を国や府に要望します。

イ 保健医療と社会福祉の連携

㊦ ホーム・ケア体制の確立

老人保健法に基づき、40歳以上のねたきり者ま

老人保健法に基づき京都市が実施している保健事業

(市単独事業や予定している事業を含む)

保健事業の種類		対象者
健康手帳の交付		<ul style="list-style-type: none"> 70歳以上及び65～69歳の障害者(医療の給付対象者) 40～69歳の健康診査受診者及び希望者(ヘルス事業対象者)
健康診査	一般診査 (問診, 血圧, 検尿等) 精密診査 (心電図, 血液, 血糖) 眼底の各検査 訪問診査	<ul style="list-style-type: none"> 40歳以上の者 一般診査の要精検者 40歳以上ねたきり者等
	がん検診 胃がん検診 子宮がん検診 乳がん検診 肺がん検診	<ul style="list-style-type: none"> 40歳以上の者 30歳以上の婦人 30歳以上の婦人 40歳以上の者
健康相談 (健康の相談, 助言, 必要に応じて) 簡単な検査		<ul style="list-style-type: none"> 40歳以上の者及びその家族
健康教育		<ul style="list-style-type: none"> 40歳以上の者及びその家族
訪問指導		<ul style="list-style-type: none"> 40歳以上のねたきり者 40歳以上で健康診査等の結果の要注意者
機能訓練		<ul style="list-style-type: none"> 40歳以上の脳卒中等の治療障害者 老化等で身体機能の低下している者

で訪問指導の対象を広げ、家族や介護者への療養方法、看護方法等の指導に努めます。更に、核家族化による介護機能を補完するホーム・ケア体制の確立のため、保健所と福祉事務所が有機的連携を持ち、保健医療と社会福祉の連携を強化していきます。

医療機関のねたきり老人への訪問看護を行うため、診療報酬点数の改正を含め、国に要望していきます。また、第3セクター方式等市民参加による訪問看護について検討します。

(イ) 痴呆性老人対策

痴呆性老人を抱える家族や介護者には大きな負担が伴うことが多く、痴呆性老人の問題は、健康問題であると同時に社会問題であり、保健医療対策と福祉諸施策とを一体とした対策を講じていきます。

このため、保健所における精神衛生相談を拡充し、中央老人福祉センターや福祉事務所をはじめ関係機関の密接な連携体制を連絡会議の設置によって確立して、相談体制の整備・拡充に努めます。

更に、保健婦等の訪問指導について関係機関との連携に努めるとともに、個別的な処遇方針の確立のため、地域医師会との連携のもとに訪問チームを編成することを調査、検討していきます。

ウ 保健予防の総合的対策

(ア) 健康の増進

各検診や健康教室などに体操や軽易な体力測定等を取入れ、内容の充実に努めて、向老期の保健予防対策を推進します。このため、中央老人福祉センターの再編成において健康増進センターの機能を持たせていきます。

また、スポーツの奨励と普及のための指導者養成や訪問栄養指導制度の検討を含めて、栄養教育、栄養の改善を促進します。

(イ) 健康診査の拡充

成人病予防のため、一般健康診査やガン検診などを医療機関や保健所で実施し、健康手帳の交付、健康教育、訪問指導、機能訓練等の事業を一体的に取組みます。

(ウ) 健康教育・衛生教育の推進

保健や衛生に関する正しい知識の普及に努めます。

(エ) 機能訓練の充実

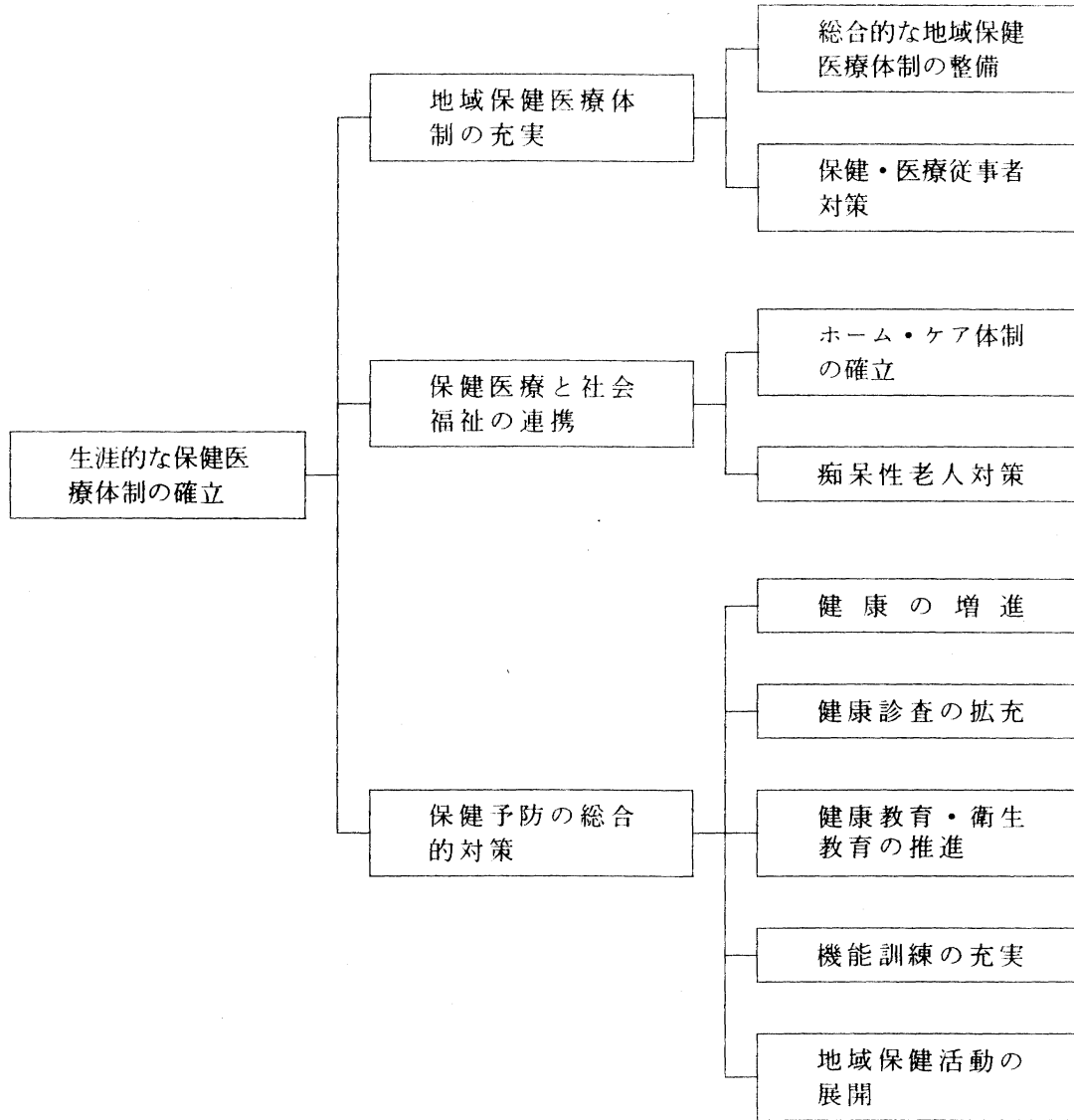
ねたきりや老化等で身体機能の低下している者に対し、保健所とリハビリテーションセンターが連携して、訪問機能訓練指導を行います。

また、デイ・ケア・センターの設置に伴い通所機能訓練実施体制を確立していきます。

(オ) 地域保健活動の展開

老人保健等をより効果的にするために、京都市地域保健医療協議会の充実を図るとともに、保健所運営協議会を充実させ、地域保健活動の展開に取組みます。

(4) 施策の体系



(5) 事業内容

事業名	計画内容	対象				実施時期	担当局
		独居	ねたきり	痴呆	その他		
1 地域保健医療体制の充実 (総合的な地域保健医療体制の整備) ・地域医療の協議・研究	府の地域医療計画の策定と連携をとるため、府と共に協議，研究を行う。				○	B	衛生局

事業名	計画内容	対象				実施時期	担当局
		独居	ねたきり	痴呆	その他		
・医療供給体制の整備	医療供給体制の整備について、府の地域医療計画の策定に関与する中で協議する。				○	C	衛生局
(保健・医療従事者対策)							
・看護婦・保健婦の充足	看護婦等養成所に対し運営費補助を行う。				○	A	衛生局
・理学療法士、作業療法士の養成	京都大学医療技術短期大学の理学療法士学科と作業療法士学科の実習病院として、市立病院が養成に協力するとともに、国及び府に対して養成機関の整備・拡充を要望する。				○	A	〃
・地域活動担当者の資質向上	研修会等研修活動を実施し、保健婦等地域活動担当者の資質向上を図る。				○	A	〃
2 保健医療と社会福祉の連携 (ホーム・ケア体制の確立)	(5. 老人福祉施策の体系化の項参照)						
・ねたきり老人等への訪問指導	40歳以上のねたきり者に対する訪問指導によって、保健予防活動の充実を図るとともに、在宅老人福祉施策との連携を強化する。		○			A	衛生局
・ねたきり老人への訪問健康診査	ねたきり老人への訪問健康診査を実施する。		○			C	衛生局
・ねたきり老人への訪問看護	医療機関からのねたきり老人への訪問看護を行うため、診療報酬点数の改正を含め、国に要望する。		○			B	民生局
	第3セクター方式等市民参加による訪問看護について検討する。		○			C	〃
(痴呆性老人対策)							
・相談体制の整備・拡充	保健所における精神衛生相談を拡充する。			○		A	衛生局

IV 高齢者福祉施策——京都市

事業名	計画内容	対象				実施時期	担当局
		独居	ねたきり	痴呆	その他		
3 保健予防の総合的 対策 (健康の増進) ・健康増進対策の拡 充 ・スポーツの奨励と 指導者の養成 ・栄養教育と3色運 動 ・訪問栄養指導制度 の設立 (健康診査の拡充) ・中高年齢者健康診 査の拡充	中央老人福祉センター、福祉事務所、保健所、 精神病院、府立精神衛生センター等関係機関の 連携を緊密にするため、連絡会議を設置する。			○		B	民 生 局
	痴呆性老人に対する、保健婦等の訪問指導に ついて、関係機関との連携に努め、処遇の充実 を図る。			○		A	衛 生 局
	痴呆性老人の処遇方針を確立するために、各 方面の専門家による訪問チームの編成について、 調査、研究する。			○		B	民 生 局
	各検診や健康教室などに体操や軽易な体力測 定等を取入れ、内容の充実に努めるとともに、 向老期からの保健予防対策の推進を図る。				○	A	衛 生 局
	健康度測定や運動、栄養の指導を行う健康増 進センター的な機能を中央老人福祉センターの 再編成の中で検討する。				○	B	民 生 局
	ゲート・ボールやクリケット・ゴルフの普及 のため、審判講習会を開催するなど、指導者の 養成に努める。				○	A	文化観光局
	健康教育や講習会等を通して“6つの基礎食 品”を示す3色運動等の栄養教育を行う。				○	A	衛 生 局
	老人の健康増進を図るため、栄養面も含めた 食生活の指導の実施につき、その実施方法を検 討する。	○	○			C	〃
	成人病の予防のため、一般健康診査やガン検 診などを医療機関や保健所で実施するとともに、 機能検査も行う。				○	A	衛 生 局
	健康手帳の交付、健康教育、訪問指導、機能 訓練の事業を一体的に取り組む。				○	B	〃

事業名	計画内容	対象				実施時期	担当局
		独居	ねたきり	痴呆	その他		
(健康教育・衛生教育の推進) ・健康教育の実施	保健に対する正しい知識の普及や健康増進のため、関係機関との連携を緊密にして、健康相談・健康教育を充実する。				○	A	衛生局
・衛生教育の推進	介護家族や市民を対象に、ねたきりや痴呆性疾患の予防や理解、介護方法についての衛生教育を推進し、普及、啓発を図る。		○	○		B	〃
(機能訓練の充実) ・訪問機能訓練指導の実施	ねたきりや老化等で身体機能の低下している者に対し、リハビリテーションセンターと連携して、訪問機能訓練指導を行う。		○		○	B	民生局 衛生局
・通所機能訓練体制の確立	デイ・ケア・センターの設置に伴い、通所機能訓練実施体制を確立する。		○		○	B	民生局
(地域保健活動の展開) ・京都市地域保健医療協議会の充実	老人保健等の効果的实施、地域保健医療体制の整備などに対応する市地域保健医療協議会を充実する。				○	A	衛生局
・保健所運営協議会の充実	保健所運営協議会を充実させ、老人保健をはじめとする地域保健活動の展開に取り組む。				○	A	〃

3 住宅・住環境の整備

(1) 基本的な考え方

健康にして、安全かつ快適な住宅と住環境を享受し、その向上を追求することは、市民が有する基本的権利の一つです。

特に、高齢者は、一日のうち住居とその近隣地域で暮らすことが多くなりがちであるため、住宅と住環境の整備には一層の配慮が求められます。ことに、これからの高齢化の進行に伴い、障害老人、要援護老人が増大することから、住宅施策と社会福祉施策との連携によって、住み慣れた地域に住み続けることのできる条件を整えていく必要があります。

また同時に、老人ホーム等の収容施設の入所者も

地域社会の一員であるとの視点が必要であり、まちづくりを考える中で考慮しなければなりません。

(2) 現状と課題

ア 居住状態

「実態調査」によれば、65歳以上在宅ねたきり老人の64.0パーセントは持家に居住しており、民間借家は24.3パーセントです。女性が8割を占めるひとり暮らし老人では、持家が41.7パーセントであるのに対し、民間借家が35.7パーセント、アパート・間借りが15.0パーセントとなっています。

一般に本市における持家率は、他都市に比べて高いものの、高齢者、特にひとり暮らし老人の持家は、老朽化し、劣悪な居住状態となっています。また、居住条件の悪い低家賃民間借家が地域的に偏在して

住まいで困ること

・現在のお住まいで困ることはありますか。

(参考)

	ひとり暮らしの老人		65歳以上一般老人	ねたきり老人
	対象者数(人)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)
あ る	3,667	36.3	30.1	42.8
な い	5,900	58.3	63.5	51.1
無回答	545	5.4	6.5	6.1
計	10,112	100.0	100.0	100.0

・具体的な内容 (M. A.)

(参考)

	ひとり暮らし老人		65歳以上一般老人	ねたきり老人
	対象者数(人)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)
家がせまい	508	13.9	42.9	39.6
フロがない	1,705	46.5	25.0	35.8
便所が遠い	560	15.4	7.2	16.5
日当たり・風通しがよくない	1,047	28.6	27.6	30.2
家がいたんでいる	1,462	39.9	36.7	33.6
家賃が高い	624	17.0	9.9	6.2
立ち退きをいわれている	170	4.6	2.8	2.2
その他	263	7.2	3.8	3.1
無回答	63	1.7	1.2	1.6
対象者数(人)	3,667			

資料：京都市老人実態調査（昭和56年）

おり、これを利用することの多いひとり暮らし老人の居住状態は、決して良くない現状です。

更に、ひとり暮らし老人等の高齢者に良好な居住条件を備えた民間賃貸住宅への入居には、敷金等の保証人など困難な問題も多いので、こうした課題への対応が必要です。

イ 住宅の維持・改善

「実態調査」によると、高齢者の多くが住まいで困ることがあるとしており、住宅の維持・改善の希望を持っていることが分ります。

住宅の維持・改善は、高齢者の住み続けることのできる条件を整えることであり、かつ扶養義務者と同居するための条件にもつながります。

そのため、住宅の維持・改善のための助成や、住まいの悩みにこたえる住宅カウンセリング体制を確立していく必要があります。更に、障害者や高齢者のための住宅福祉基準を示していくことも必要です。

ウ 公営住宅の供給

本市における、公営・公団・公社の賃貸住宅は、昭和59年3月末現在で44,483戸（うち市営住宅約16,428戸）です。

本市では、公営住宅の供給に際し、昭和48年度から、高齢者への住宅施策として、老人ペア住宅の建設を進め、昭和54年度からは高齢者と同居の可能な多家族向住宅の供給を行っています。また、昭和57年度からは単身者向住宅の供給も進めていますが、増大する住宅ニーズに対応しきれない現状にあります。これからの高齢化社会を迎えるに当たっては、更にこれらの供給を行っていく必要があります。また、高齢者及び高齢者と同居する世帯の入居に当たっては、低階を割当てたり設備に考慮するなど、高齢者の住宅ニーズへの配慮が必要です。

エ 高齢者の交通手段

「京都市心身障害者実態調査」（昭和56年8月実施）においては、身体障害者（18歳以上）のうち、60歳以上の高齢者が全体の48.8パーセントを占め、今後ますます障害老人の増大が予測されています。

障害老人、ねたきり老人等の最も切実なニーズは、入浴と外出であるといわれます。こうした高齢者に対する交通手段のための施策が、高齢者を含むすべての市民のための都市空間環境の整備の中で求められます。

障害老人、ねたきり老人等の交通手段として、タ

クシーへの依存度が高いことから、今後は、公共交通手段の改善だけでなく、その利用が困難な者に対し、特別の送迎や巡回サービスを行う体制を検討していかなければなりません。

（3）施策の方向

ア これからの住宅施策

（ア）住宅の維持・改善とカウンセリング体制の確立

住みなれた地域に住み続けることは、多くの高齢者が望んでいます。高齢になると、住環境を良好に保つ意欲が減退しがちになるため、良好な住環境を維持させるためのハウス・ドクター制度の普及が望まれます。このため、府が構想中のハウス・ドクター制度及び増改築の相談等の事業（第3セクター方式）について、府と協議していきます。

また、住宅の改築・改善は、居住条件を向上させ、利便性と安全性を高めてその価値を保つものであり、更には同居のための条件にもつながります。このため、老人居室整備資金の貸付や、特に改造ニーズの高い、風呂や便所等について、住宅設備改良費の貸付のための施策を新たに検討していきます。

更に、多様な住まいについての悩みは、老人の介護の問題、家族関係、収入、住宅の権利関係などと連関しており、それに対応していくために、建築、法律、医療、福祉など各分野の専門家を相談員として委嘱するとともに、老人福祉諸施策との連携のもとに住宅カウンセリング体制を確立していきます。

（イ）居住及び居住状態の改善

高齢者の住宅ニーズに対応するため、浴室設備の改善、暖房効果の向上、トイレの改善、階段等の安全性の確保など、特別な配慮が必要です。そのため、障害者や高齢者の住生活の手引書（住宅福祉基準指導要綱など）を作成し、普及を図るとともに、それらを、各種公共住宅の高齢者向住宅に適用していくことを検討していきます。

また、万一の火災などの事故発生に備えて、高齢者世帯に対し、定期的な訪問・査察を実施し、火気の取扱い、喫煙などについて指導するとともに、防災寝具の使用を勧め、ねたきり等の避難困難者世帯には、火災警報器や自動消火装置の設置促進を図ります。

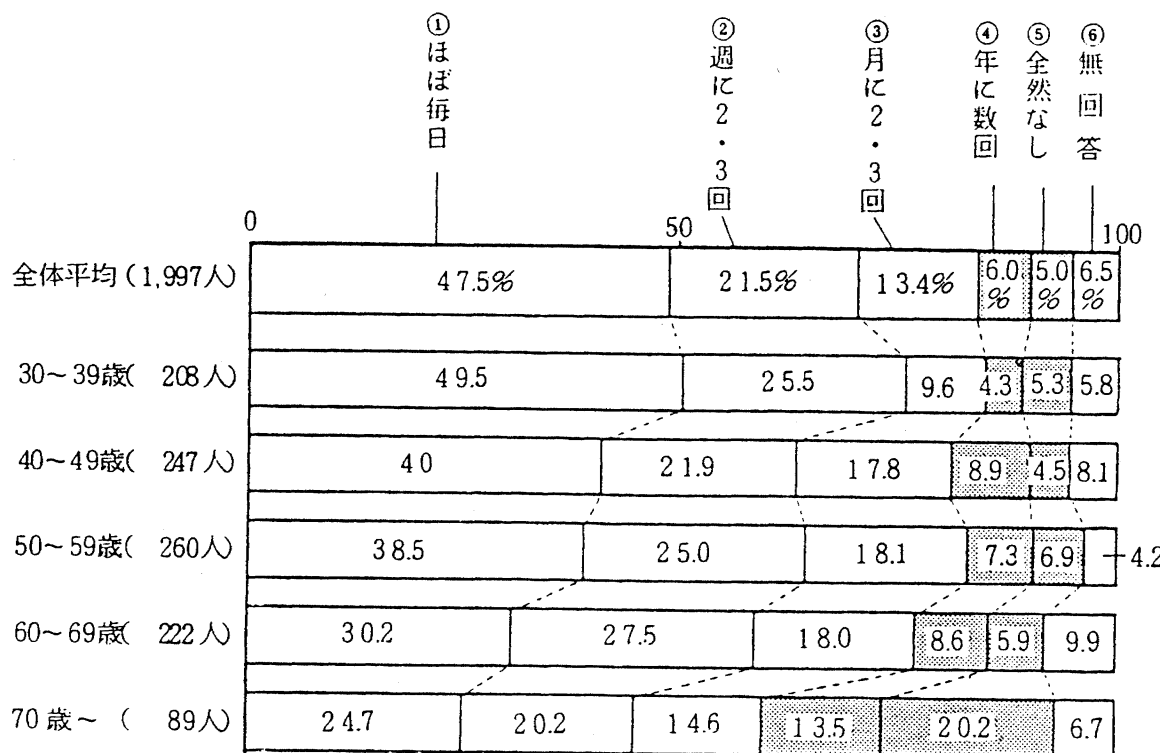
高齢者福祉施策 - - 京都市

公的住宅供給戸数

	府営住宅	市営住宅	公社住宅	公団住宅	計
北		48		60	108
上京				442	442
左京	831	214	844	164	2,053
中京				1,340	1,340
東山					
山科	178	2,387	1,877	272	4,714
下京	18		301	303	622
南		439	455	1,352	2,246
右京	141	417	198	1,131	1,887
西京	799	3,098	1,565	2,055	7,517
伏見	3,711	9,825	3,883	6,135	23,554
計	5,678	16,428	9,123	13,254	44,483

資料：中央老人福祉センター調べ（昭和59年3月末現在）

障害を受けた時期別に見る外出回数



資料：京都市社会福祉協議会「京都市における障害者の外出実態」（昭和58年）

更に、家人、近隣者に働きかけ、火災時等の救出体制の確立を図ります。

イ 住宅の供給方法

(ア) 住宅の立地

高齢者の就労機会の確保との視点から、これからの高齢化社会に向けて、職住近接でエネルギー負担の少ない住宅立地に配慮していきます。

また、加齢に伴う身体機能の低下や、職場と離れたの社会関係の喪失等を配慮して、集合住宅の建設に当たっては、高齢者を対象とする施設をはじめ、それ以外の世代にも身近な生活共同施設、社会福祉施設を併設し、相互利用を図っていきます。

更に、公営住宅団地の開発に当たっては、高齢者に身近な社会福祉施設用地の確保を図っていきます。

(イ) 民間賃貸住宅対策

ひとり暮らし老人等、高齢者の民間賃貸住宅への入居については、住宅の改善を含めて、地域住民や住宅所有者に対しての理解を促進するよう啓発します。特に、低所得のひとり暮らし老人等の良好な居住条件の民間賃貸住宅への入居を容易にするため、住宅賃貸借契約の公的保証を検討するとともに、敷金等の貸付制度の創設についても検討します。

また、低質な木造賃貸共同住宅の建替え促進や良質な賃貸共同住宅建設の誘導を図るため、昭和61年度から始まる京都市次期住宅建設5力年計画等において、建設費金融資や利子補給制度の検討を行います。

(ウ) 公営住宅の供給

公営住宅の供給に際しては、高齢者の住宅ニーズに対応し得るよう、設備を含め必要な配慮をしていきます。

高齢者向けの単身者入居枠を更に拡大するとともに、高齢者世帯入居枠の設定や高齢者を含む多家族世帯向住宅について、これらのニーズを的確に把握しながら一定量の供給を行っていきます。それと同時に、このような特定目的住宅が一定地域に集中しないよう配慮します。

また、建て替え事業の実施に当たっては、新住宅の家賃について、激変を緩和するよう傾斜減額措置を講じます。

(エ) 公的住宅と社会福祉施策の連携

住宅施策と社会福祉施策の連携は今後必要とされますが、特に高齢者が多く居住する公的住宅の管理について、管理人と民生委員、老人福祉員等との連携・協力体制を確立し、必要なケア体制を確保していくよう努めます。

また、公的住宅、特に団地においては、その住宅内から民生委員・老人福祉員を選出するよう努めます。

ウ 都市空間環境の整備

(ア) 住環境の整備

居住地の環境の変化が住み続ける条件を脅かす面もあるので、住環境を整える総合的施策を通じて、まちづくりを推進していきます。具体的には、街路、歩道、公園の整備、河川敷、公共施設前の広場、商店街、ショッピングセンター等の一角に戸外休養機能を持たせていくこと、また高齢者にかかわりのある施設の立地については、その利便を重視することなどを、まちづくりの中で配慮します。特に、高齢者の生活史にとって、景観や町並の保全是価値のあるものなので、環境の保全に努めます。

そうしたまちづくりの推進に当たっては、老人クラブ等高齢者関係団体など高齢者の意見を聴取しながら行っていきます。また、緑を多くするなど高齢者の住みやすい環境づくりのため、地域住民の協同による環境改善計画を推進し、人間性豊かな定住できる地域社会づくりを目指します。

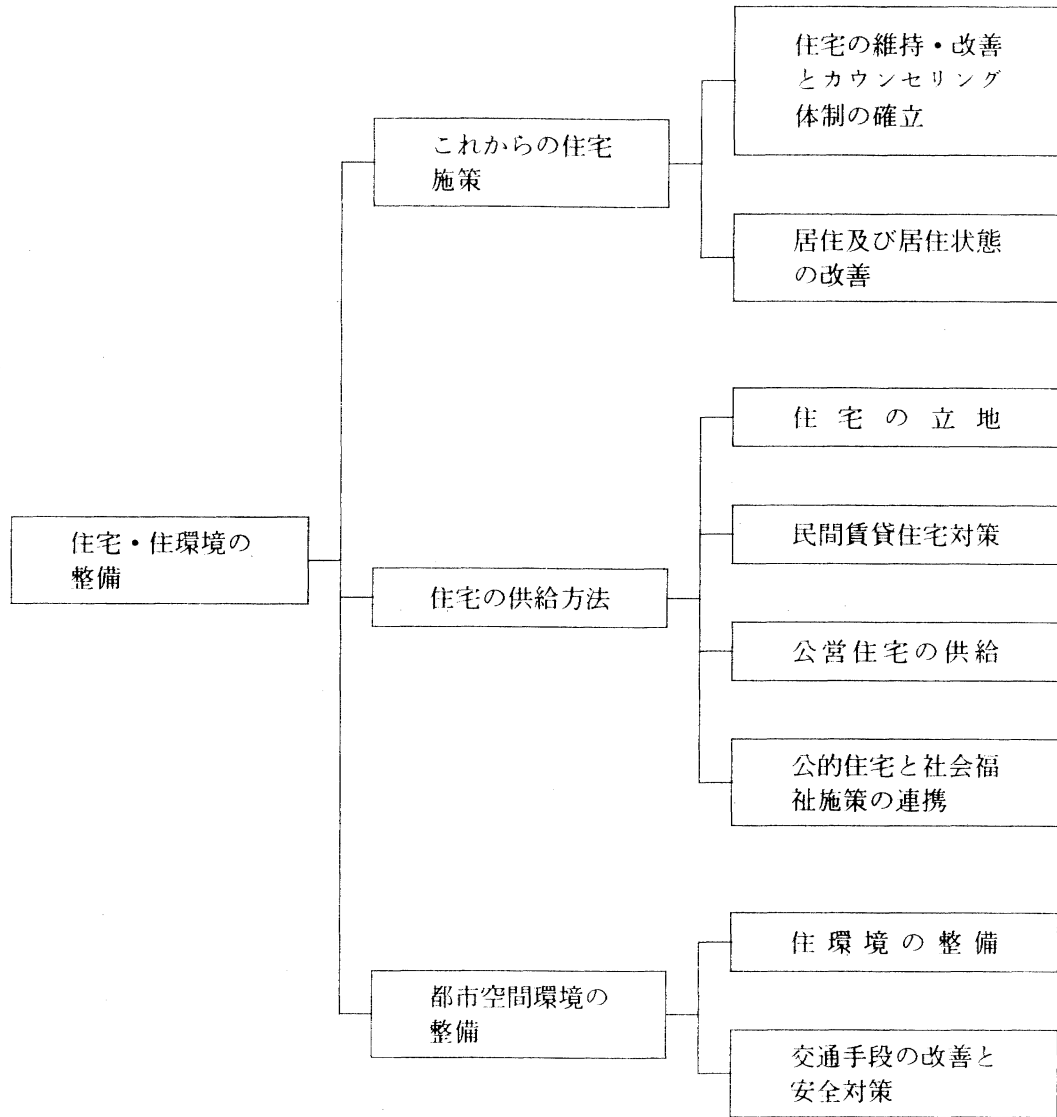
(イ) 交通手段の改善と安全対策

移動の自由は社会参加を保障する基本的要件の一つです。こうした見地から、公共交通手段について、分りやすく利用できるよう順次改善します。特に地下鉄においては、車イスの専用スペースを今後共設け、主要駅にエレベーター、全駅にエスカレーターを設置していきます。

また、公共交通手段の利用困難な障害老人やねたきり老人等の交通ニーズに対応するため、福祉タクシー制度など、特別の送迎や巡回サービスを行う体制を検討します。

更に、近年、高齢者の交通事故が目立っており、交通安全啓発事業の実施や、京都市交通安全計画の策定・実施を行っていきます。

(4) 施策の体系



(5) 事業内容

事業名	計画内容	対象				実施時期	担当局
		独居	ねたきり	痴呆	その他		
1 これからの住宅施策 (住宅の維持・改善とカウンセリング体制の確立) ・ハウス・ドクター制度の検討	府が構想中のハウス・ドクター制度及び増改築の相談等の事業について、府と協議する。				○	C	住宅局

事業名	計画内容	対象				実施時期	担当局
		独居	ねたきり	痴呆	その他		
・老人居室整備資金貸付制度の創設	高齢者と同居する世帯に対し、老人居室整備資金の貸付を行う。				○	B	民生局
・住宅設備改善資金貸付の検討	高齢者の居住する住宅の維持・改善・改良にかかる資金の貸付について検討する。				○	C	〃
・住宅カウンセリング体制の確立	建築・医療・法律・福祉など各分野の専門家を相談員として委嘱し、住宅の確保や改善に関して、生活相談や健康相談の一環として住宅カウンセリングを行える体制の確立を検討する。				○	C	〃
(居住及び居住状態の改善)							
・避難救出体制の確立	高齢者世帯に対し、定期的な査察を実施し、火気の取扱い、喫煙について指導する。				○	A	消防局
	防災寝具の使用を勧め、ねたきり等の避難困難者世帯には、火災警報器や自動消火装置の設置促進を図る。	○	○			A	〃
	家人、近隣者に働きかけて、火災時等の救出体制の確立を図る。	○	○			A	〃
・住宅福祉基準指導要綱の検討	「福祉のまちづくりのための建築物環境整備要綱」のような基準を、住宅の設備について設け、当面、各種公共住宅の設計基準などに反映させる。				○	B	住宅局
	避難救出体制を容易にする住宅の構造、設備及び居住方法等の基準を要綱に盛り込む。				○	B	消防局
・公営住宅の設備	公営住宅の建設に際し、設備機器や住宅内外の細部にわたり、安全性の確保のための配慮を行う。				○	B	住宅局
2 住宅の供給方法 (住宅の立地)							
・職住近接への配慮	高齢者の再雇用が進むことを考慮し、職住近接で通勤エネルギー負担の少ない住宅立地について、まちづくりを考える際に配慮する。				○	C	計画局

IV 高齢者福祉施策——京都市

事業名	計画内容	対象				実施時期	担当局
		独居	ねたきり	痴呆	その他		
・集合住宅の近隣に公共施設を併設 (民間賃貸住宅対策) ・高齢者入居に対する住民理解の促進	集合住宅の建設に当たっては、高齢者やそれ以外の世代にも身近な生活共同施設・社会福祉施設を併設し、相互利用の可能な施設供給を行う。 公営住宅用地の開発に際しては、事前に関係局との協議を通じ、社会福祉施設などの公共施設用地の確保を行う。 上記のことにつき、まちづくりを考える際に考慮する。				○	B	民生局
	高齢者の入居に関し、住宅の改善を含めて地域住民の理解を促進し、民間賃貸住宅所有者に対する啓発を行う。				○	B	住宅局
	ひとり暮らし等の高齢者の入居を容易にするため、住宅賃貸借契約の公的保証を検討するとともに、敷金等貸付制度の創設について検討する。	○			○	B	〃
・借地・借家問題の相談	市・区民間相談室において、一般的な借地借家問題について相談に応じるとともに、法律問題で困っている入居者に法律相談の利用を勧める。				○	A	総務局
・高齢者居住率の高い住宅の改築の援助	低質な木造賃貸共同住宅の建替え促進や良質な賃貸共同住宅建設の誘導を図るため、昭和61年度から始まる京都市次期住宅建設5カ年計画等において、建設資金融資や利子補給制度の検討を行う。				○	B	住宅局
(公営住宅の供給) ・単身入居枠の拡大	空き家公募の単身者入居や単身者向住宅の建設により一定量の供給を行う。	○				A	住宅局
・高齢者世帯入居枠の設定	新たに高齢者世帯の優先入居制度を創設し、一定量の入居枠の供給を行う。				○	C	〃

事業名	計画内容	対象				実施時期	担当局
		独居	ねたきり	痴呆	その他		
・高齢者同居住宅の拡大	多家族向住宅について、これらに対するニーズを的確に把握しながら一定量の供給を行う。				○	A	住宅局
・建て替え事業における配慮	建て替え事業の実施に当たっては、入居者の世帯の状況に応じ単身者向や多家族向の住宅等を建設するとともに、新住宅の家賃については傾斜減額措置を講じ、家賃負担の激変を緩和する。	○			○	A	〃
(公的住宅と社会福祉施策の連携)							
・公的住宅の管理と社会福祉施策の連携	公的住宅の管理人と民生委員・老人福祉員等との連携が緊密になるよう双方に働きかけ、協力体制をつくるとともに、管理人に対し社会福祉施策の概要を周知させる。				○	B	民生局
	公的住宅、特に団地においては、その住宅内から民生委員・老人福祉員を選出する。				○	B	民生局
3 都市空間環境の整備							
(住環境の整備)							
・街路・歩道の整備	都市計画道路の整備を進める。 歩行者（高齢者や交通弱者）の安全を確保するために歩道整備を行う。 歩行者専用道路の整備を行う。 まちづくりを考える際に考慮する。				○	A	建設局
					○	A	〃
					○	A	〃
					○	A	計画局
・公園の整備	公園の拡大・新設を進める。 公園の整備及びその中に休養広場を設けることについて、まちづくりを考える際に考慮する。				○	A	建設局
					○	A	計画局
・戸外休養機能の拡張	社寺とその境内一帯、河川敷、公共施設前の広場、商店街やショッピング・センターの一角にも戸外休養機能を持たせることについて、まちづくりを考える際に考慮する。				○	A	〃

IV 高齢者福祉施策——京都市

事業名	計画内容	対象				実施時期	担当局
		独居	ねたきり	痴呆	その他		
・高齢者の施設の立地の利便	高齢者の利便を重視し、立地条件の調整を図る。 関係局課との連絡調整において、市民（高齢者）の声を反映させる。 まちづくりを考える際に考慮する。				○	A	民生局
					○	A	総務局
・まちづくりに当たった環境の保全	建築物の建設に当たり規制指導を行うなど本市固有の風趣ある市街地景観を保全する。 高齢者の生活史にとって価値ある文化財とその環境を保全するため、一定の区域について文化財環境保全地区として指定する。				○	A	計画局
					○	A	〃
					○	A	文化観光局
・まちづくりへの高齢者の参加	まちづくりの推進に当たっては、老人クラブ等高齢者関係団体など高齢者の意見を聴取しながら行う。				○	B	計画局
(交通手段の改善と安全対策)							
・公共交通手段の改善	バス車両について、より便利に、快適に、分りやすく利用できるよう順次改善を図る。 地下鉄においては、車両に車イス専用スペースを今後共設けるとともに、駅においても、従来どおり、主要駅にエレベーター、全駅にエスカレーターを設置する。				○	A	交通局
					○	A	〃
・バス・サービス網の整備	バス・サービス網については、市民・利用者からの意見、要望を参考に改善、整備に努める。				○	A	〃
・送迎、巡回サービスの実施	公共交通手段の利用困難者に対し、福祉タクシー制度など特別の送迎や巡回サービスを行う体制を検討する。		○			A	民生局
・交通安全対策の充実	交通安全啓発事業の実施や、京都市交通安全計画の策定・実施を行う。				○	A	計画局

4 高齢者の教育と社会・学校教育

(1) 基本的な考え方

これからの高齢化社会に向けては、高齢者がそれぞれの生きがいを持って自己の生活を主体的・積極的に築いていけるようにするための諸条件を確立しなければなりません。

そのためには、高齢者自身による社会的適応と自立のための学習、精神的な安定など、その生き方についての積極的な教育施策が必要となります。また、このような高齢者の自己教育とは別に、社会教育・学校教育を通じて、市民各層に対する福祉教育についても重視する必要があります。従って、これからの高齢者の自己教育と福祉教育は、生涯教育の観点においてとらえていくことが大切です。そのような中で、高齢者と市民各層との交流と学び合いがなされねばなりません。

(2) 現状と課題

ア 高齢者の教育と社会教育

(ア) 高齢者の教育

現在、社会教育総合センターにおいて、「ゴールデン・エイジ・アカデミー」が設置されており、趣味、実技を中心とした一般教育（年3期、20教室）と、教養を中心とした講演形式の特設講座（毎週1回、年40回）が実施されています。今後は、このような場を数多く設けるとともに、その内容を充実していく必要があります。

また、高齢者の指導者養成講座を設け、地域活動の中心となるリーダーを養成し、地域活動の活性化を図る必要があります。

更に、そのような高齢者を指導者として活用する教育についても検討していかなければなりません。そのためには、リーダーやアニメーター（文化創造活動のための地域リーダー）の発掘と登録も必要です。

(イ) 社会教育

現在実施されている青年学級・家庭教育学級等や、各種の講座、老人問題京都市域シンポジウムなどの社会教育の場について、高齢者問題についての教育をより一層拡充するとともに、新たに行政区単位での社会教育センターなどを設置し、高齢者問題に関する社会教育の推進を図る必要があります。

また、大学が積極的に社会教育に参加するよう要請し、市民各層への福祉教育がより多く実践されるような条件整備をしなければなりません。

イ 学校教育

昭和56年から3年間、京都市社会福祉協議会を中心として、福祉協力校事業が実施されました。また近年、副読本等により、学校における福祉教育の取組がなされつつあります。

そこで、当面の課題としては、副読本等の一層の活用を図り、福祉教育を充実するとともに、学校における子供と高齢者との交流が考えられます。

（表・ゴールデン・エイジ・アカデミーの実施状況 58年度 - - 略）

（表・婦人問題解決のための基礎講座にみる高齢者問題への取組み 59年度 - - 略）

(3) 施策の方向

ア 高齢者の教育と社会教育の推進

(ア) 指導者の養成・発掘

老人クラブ等のリーダーについて指導者養成講座を開催するとともに、リーダーやアニメーターを発掘・登録して、高齢者を指導者として活用します。また、地域において、リーダーがサークルを作り、自主的な活動が行われるよう指導します。

(イ) 学習機会の充実

ゴールデン・エイジ・アカデミーの拡充を図る中で、高齢者大学の開設についても検討・準備します。また、老人福祉センター等を会場として、老人クラブや市社会福祉協議会と連携しながら高齢者学級の開設を進めます。

高齢者の自主的学習の援助などのため、講座や講演会形式での大学の開放、図書館の開放、聴講生制度の設置、社会教育への積極的参加などを行うよう、大学等へ働きかけます。

(ウ) 福祉教育の推進

青年学級や家庭教育学級等の中で高齢者問題の学習を進めるとともに、講座を開設し、更に老人問題京都市域シンポジウムを拡充します。

自主的活動の援助のため、学習相談事業を社会教育総合センターや老人福祉センターで実施するほか、市立図書館における高齢者向けサービスの充実を図ります。更に、行政区単位での社会教育センターの計画的設置について検討するとともに、各学区集会所を自治会活動、老人クラブ活動の拠

IV 高齢者福祉施策——京都市

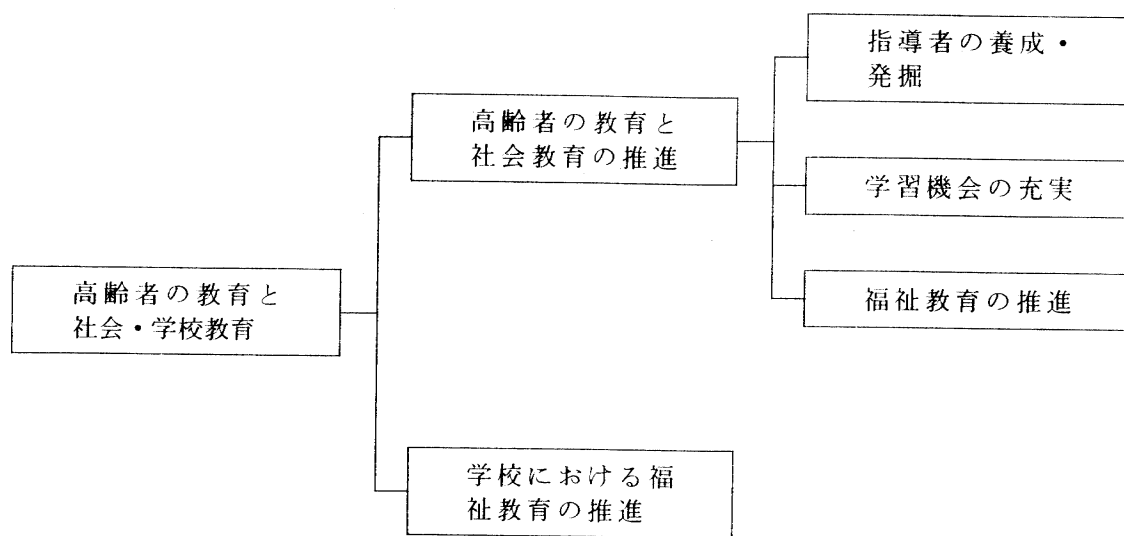
点の一つとして活用し、学習と交流の場とします。

高齢者の自己教育と福祉教育を総合的に推進するため、関係局課の担当者、老人クラブ代表者、学識経験者等で構成する連絡調整組織を設置します。

イ 学校における福祉教育の推進

学校において、現行の教科及び道徳の指導を充実し、学習効果を上げることにより福祉教育の推進を図ります。また、その中で、高齢者による伝統文化の伝達について、具体的に検討を行います。更に、学校における子供と高齢者とのふれあいについても、具体的に検討を進めていきます。

(4) 施策の体系



(5) 事業内容

事業名	計画内容	対象				実施時期	担当局
		独居	ねたきり	痴呆	その他		
1 高齢者の教育と社会教育の推進 (指導者の養成・発掘)	老人クラブ等のリーダーについて指導者養成講座を開催する。また、老人クラブ内にサブ・グループ(サークル)を作り、リーダーを中心に高齢者相互の自主的・協力的な活動が行われるよう指導する。 文化創造活動のための地域リーダーを発掘、登録し、必要に応じて派遣する制度を検討する。				○	A	民生局
・リーダーの養成とサークル活動					○	C	〃
・アニメーター・バンクの設置							

事業名	計画内容	対象				実施時期	担当局
		独居	ねたきり	痴呆	その他		
(学習機会の充実) ・高齢者教育の充実	「ゴールデン・エイジ・アカデミー」の拡充を図る中で、高齢者大学の開設について検討・準備する。 老人福祉センター等を会場として、高齢者学級の開設を進める。				○	A	教育委員会
・大学の開放	講座や講演会形式での大学の開放、図書館の開放、聴講生制度の設置、社会教育への積極的参加等を図るよう大学等へ働きかける。				○	B	民生局
(福祉教育の推進) ・高齢化社会問題の啓発	青年学級、家庭教育学級等の中で、学習を進める。 高齢化社会についての講座を開設する。 老人問題京都市域シンポジウムを拡充する。				○	A	教育委員会
・学習相談事業の実施	社会教育総合センターや老人福祉センターにおいて学習相談事業を実施する。				○	A	民生局
・図書館サービスの充実	市立図書館における高齢者向けサービスを充実する。				○	A	"
・区社会教育センターの設置	行政区単位の社会教育センターの計画的設置について検討する。				○	B	"
・各学区集会所の利用	自治会活動、老人クラブ活動の拠点の一つである集会所を、学習と交流の場として活用する。				○	C	"
・高齢者教育促進会議の設置	高齢者教育促進会議を設置し、高齢者の自己教育と福祉教育の総合的な推進を図る。				○	A	民生局
2 学校における福祉教育の推進 ・学校における福祉教育の推進	現行の教科及び道徳を充実し、学習効果を上げることにより福祉教育の推進を図る。				○	B	教育委員会 民生局
・高齢者による伝統文化の伝達	学校における福祉教育推進の充実を図る中で具体的な案の検討を行う。				○	A	"
					○	C	"

高齢者福祉施策 - - 京都市

事業名	計画内容	対象				実施時期	担当局
		独居	ねたきり	痴呆	その他		
・学校における子供と高齢者とのふれあい	学校における福祉教育推進の充実を図る中で具体的な案の検討を行う					C	教育委員会

5 老人福祉施策の体系化

(1) 基本的な考え方

近年の社会・経済の変動，急激な人口の高齢化，核家族化の進行による家庭の扶養機能の弱体化等によって，老人福祉に対する要請は，在宅福祉対策をはじめとして多様化，増加の一途をたどっています。

特に社会福祉サービスへのニーズは，社会保障等の関連制度や，就労対策，保健医療，ことにその予防面の対策いかにによって大きく左右される面があります。そこで，これまで扱われてきた諸計画の推進と深い関連のうちに老人福祉施策は推進されていく必要があります。

今後の高齢化社会を迎えるに当たっては，特に次の諸点を強調する必要があります。

ア．現行施策を点検・改善し，また新たに必要な施策を加えていくことによって，サービス供給体制の体系化を促進します。また，地域での福祉施策に必要な基礎的条件の充実は，公的な責任において保障するよう努めます。

イ．地域において，市民参加や高齢者の社会参加を促進し，高齢者主体となるよう努めます。それと同時に，サービスの供給体系に対する市民側からの参加と同時に点検の機能を促進します。

ウ．サービスの供給に当たっては，高齢者のそれまでの人間関係・社会関係が維持，強化されるべきであり，高齢者自身の選択性と緊急なニーズへの即応性が保障されていかなければなりません。

(2) 現状と課題

ア 65歳以上の者を含む世帯の世帯構造

国勢調査により65歳以上の者を含む世帯の世帯構造をみると，ひとり暮らし老人では，昭和45年で全体の6.8パーセントだったものが昭和55年では11.4パーセントとなり，高齢者夫婦世帯では，昭和45年の15.1パーセントから昭和55年の24.8パーセントと更に急

増ぶりを示しており，核家族化が急速に進行しています。

こうした傾向は，いったん健康を害したり，ねたきりになったときの家庭の看護・介護機能に大きな障害をきたします。そこで，それを補完する施策とその連携体制が確立されていかなければなりません。

イ 要援護老人や高齢者夫婦世帯等とその福祉ニーズ

(ア) ひとり暮らし老人

「実態調査」によると，ひとり暮らし老人のうち，日頃の相談・話し相手のない人が16.4パーセント（約1,700人）あり，健康についても，病弱や病気がちの人が過半数を占め，体の不自由な人も半数近くに上ります。

ひとり暮らし老人の福祉ニーズは，所得や住宅の問題等を前提として，もっぱら，ねたきりかそれに近い場合におけるホーム・ケア，病弱な場合における一般的家事援助など，更に社会的孤立を予防するような様々な地域諸活動への参加の促進や，緊急の場合の通信サービス体制といったところに力点が置かれる必要があります。

(イ) ねたきり老人

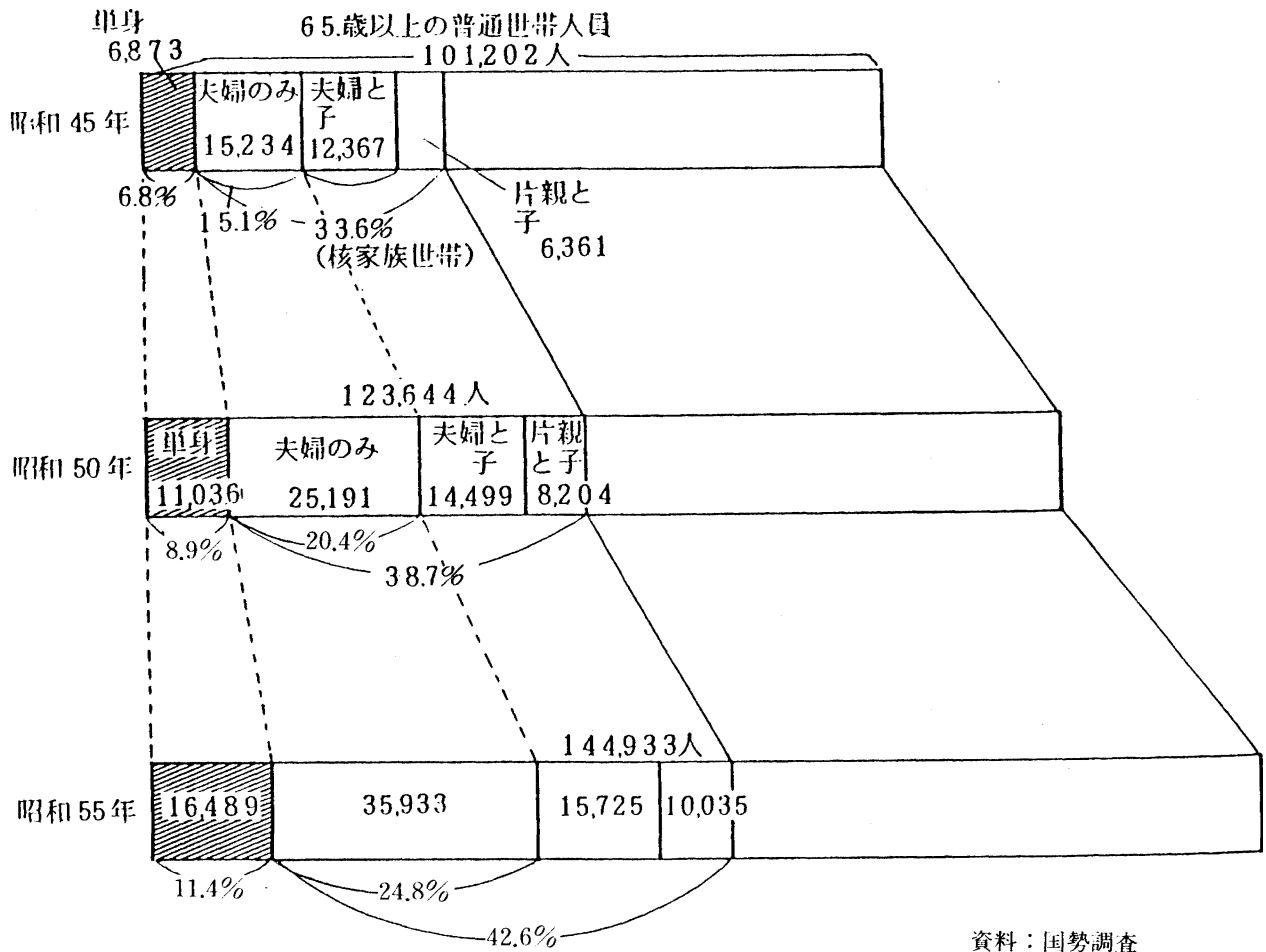
「実態調査」から，ねたきり老人本人やその介護者がねたきりになって最初に困ったこととしては，「世話の仕方がわからなかった」が25.7パーセントと最も多い。

また，介護のうえで求められる手助け・助言としては，半数近くの人が「入浴」を挙げており，次いで「世話している人の休養や外出」が多くを占めているので，入浴サービスや短期保護を求める世帯は非常に多数に上ると考えられます。従って，今後の施策の早急な充実が求められます。

(ウ) 高齢者夫婦世帯等

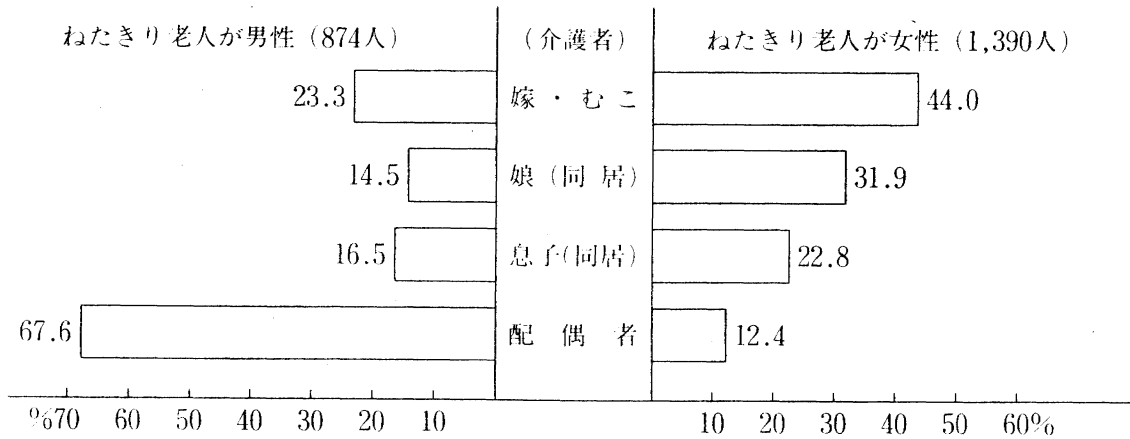
高齢者夫婦世帯など高齢者のみで構成されている世帯には固有のニーズがあると考えられます。

65歳以上普通世帯人員（社会福祉施設など準世帯を除く）とその
 中での単身老人，夫婦のみ，及び核家族世帯の割合（京都市）



資料：国勢調査

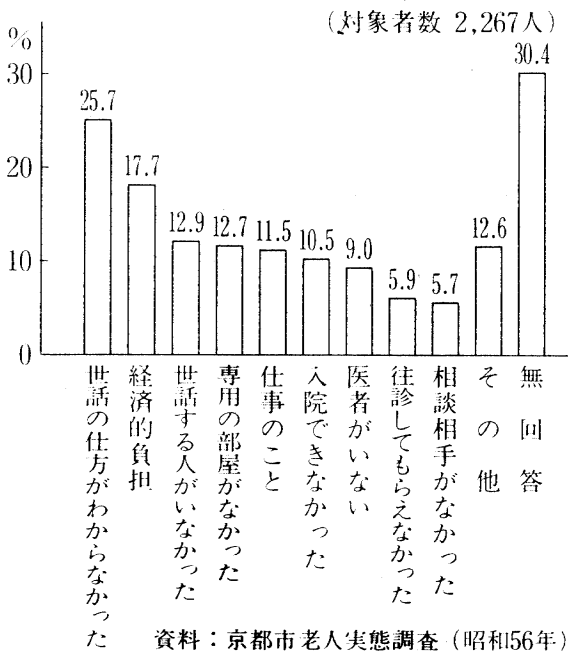
男女別ねたきり老人の介護者（主な人）



IV 高齢者福祉施策——京都市

例えば、一方が病気やねたきりになれば、その介護の負担は高齢な配偶者にかかりやすく、介護の負担が介護者即ち配偶者自身の健康を害すること

ねたきりになって最初の頃困ったこと



が考えられるでしょう。「実態調査」によっても、高齢者夫婦世帯における、ねたきり老人を介護する配偶者の64.6パーセントは具合が良くないか病気がちです。

こうしたことから、高齢者夫婦世帯の一方がねたきりかそれに近い状態になった際におけるホーム・ヘルプ、ホーム・ケアへのニーズは高いと思われれます。

また、このような世帯では所得・住宅の面でも、ひとり暮らし老人等と類似した問題を抱えており、ひとり暮らし老人に準ずる施策を充足していく必要があります。

(エ) 痴呆性老人

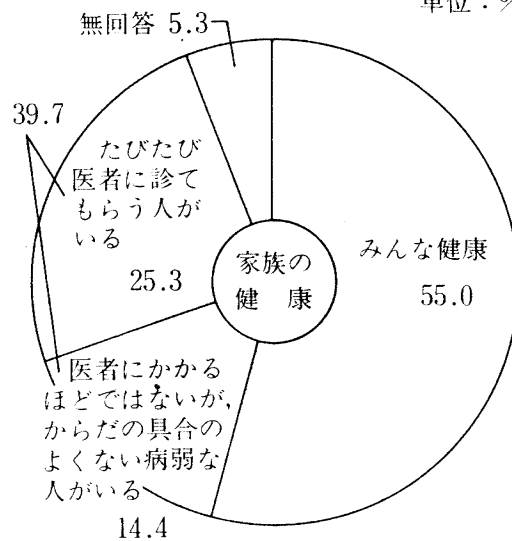
痴呆性老人は、歩行能力が比較的良く維持されている場合、見当識障害による徘徊など介護者に大きな負担を及ぼしています。また、介護者にとって大変なのは、問題行動への対処の仕方が非常に難しいということであり、介護者の苦勞が周りのものになかなか理解されないことなどがあります。特に、困難を抱える世帯に対する適切な社会的援助が必要であり、保健医療と一体となってこれを進める必要があります。

そのため、痴呆性老人対策の中核となる基幹施設の設定が必要です。

ウ サービス供給体制

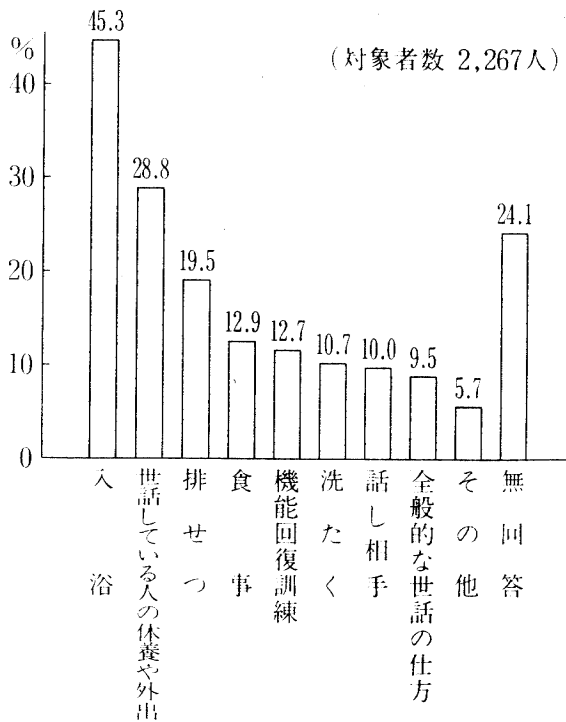
ねたきり老人以外の家族の健康状態

単位：%



(対象者数2,267人)

介護のうえで、もとめられている手助け、助言



(ア) 社会福祉施設・諸機関の連携

地域での福祉施策を体系化していくうえでは、老人ホーム等の施設の持つ多くの機能が地域に開放され、地域福祉の拠点となっていかなければなりません。

また、福祉事務所が、高齢者の福祉ニーズを日常的に的確に把握し、保健所や消防署との連携を含め老人福祉諸施策を個々のニーズに合わせて調整していくことが求められます。そのため、福祉事務所の機能のあり方についても、現業員の業務内容の点検を含め、再検討していく必要があります。

(イ) 社会資源の開発

施策の有機的連携のためには、活用し得る社会資源が相互に関連しながら地域の中に配置されていなければなりません。このため、老人ホームの設置されていない行政区にはこれを設置するとともに、デイ・ケア・センターを、老人ホームへの併設を検討しつつ、配置する必要があります。

(ウ) サービスの受給要件

各サービスに受給要件上の格差があれば、その有機的連携は難しくなるので、受給要件を検討していく必要があります。

エ 高齢者の社会参加と市民参加の促進

地域での福祉の推進には、サービス供給体制の体系化と共に、市民参加や高齢者の社会参加によって、自主的な問題解決能力が地域的に醸成されていくこと、及びそのための条件整備を行っていく必要があります。

また、地域住民の組織化に際しては、京都市社会福祉協議会の活動の自主性を尊重するとともに、その基盤の強化が課題です。

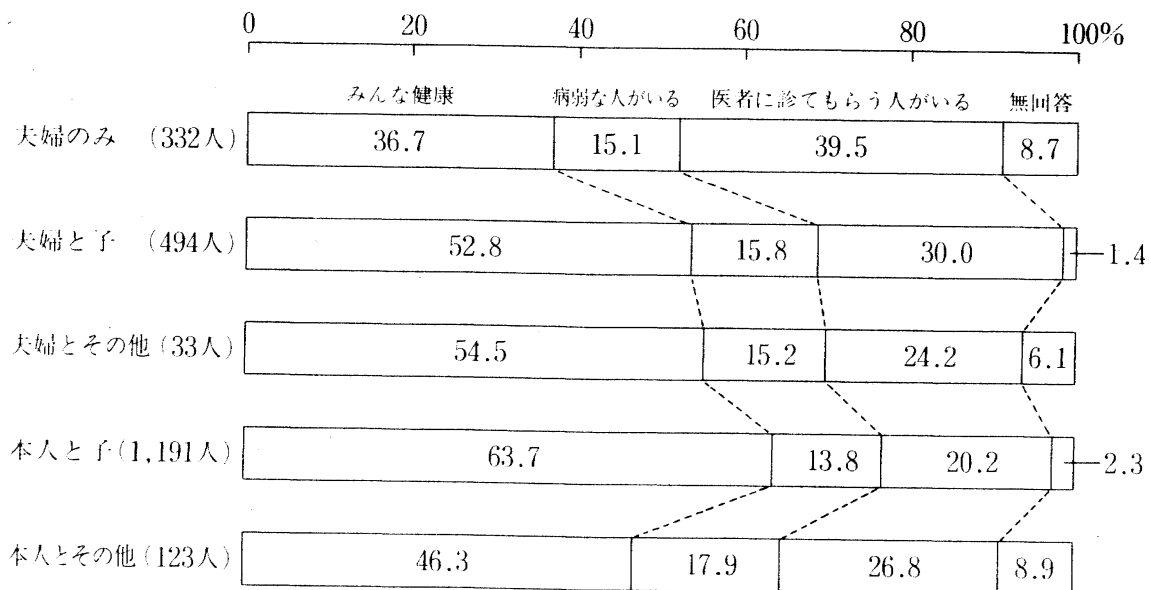
更に、老人問題に関するシンポジウム等が中央老人福祉センターの開設以後続けられていますが、今後共、市民への啓発、関係者の意見交換だけでなく、地域の組織づくりにつながっていく必要があるでしょう。

(表・老人問題京都市域シンポジウム一覧表 - - 略)

オ 中央老人福祉センター

昭和52年、本市社会福祉審議会による「中央老人福祉センターの機能のあり方について」の答申に基づき、昭和53年、現在の中央老人福祉センターはセンター・システムの中核として開設されました。即ち、現行の施策間の体系化や連動性を高めることで、かなりの施策効果が期待できることから、施策間の調整機能、そのための機関・団体間の調整機能を果

家族構成別、ねたきり老人以外の家族の健康状態



資料：京都市老人実態調査（昭和56年）

介護上特に困っていること(全国)

介護上の困難		介護による生活上の影響	
介護上の困難項目	総数(N=658)	項目	N=658
大変なこと			
用便の世話をすること 入浴(清拭を含む)のお世話をすること 夜、老人の世話で眠れないこと 着がえの世話をすること 食事の世話をすること 老人の話をきくこと 移動、歩行の世話をすること その他	334(50.8) 298(45.3) 278(42.2) 225(34.2) 184(28.0) 171(26.0) 148(22.5) 96(14.6)	外出できない 自分の時間がもてない 家事に思うように手がまわらない 火の不始末の危険がある 仕事(家事を含む)に出られない。または仕事をやめたり、変わったりした 家庭内がうまくいかない 経済的負担が大き 育児に思うように手がまわらない。子供の面倒(勉強)を十分にみてやれない 近所づきあいがうまくいかない その他	399(60.6) 349(53.0) 211(32.1) 200(30.4) 181(27.5) 142(21.6) 108(16.4) 68(10.3) 60(9.1) 49(7.4) (複数回答)
困っていること			
世話をしてくれる人がいないこと 外に出るのをとめること 同じことを何度もきかれること 興奮をしずめること 罪をきせられ責められること 介護者が病弱なこと 暴力をふるわれたり攻撃されること その他	281(42.7) 266(40.4) 260(39.5) 199(30.2) 120(18.2) 113(17.2) 97(14.7) 128(19.5) (複数回答)		

資料：呆け老人をかかえる家族の会第2次全国調査(昭和57年)
 保健婦雑誌 1982. 12月号より

主な老人福祉サービスの受給要件と費用負担

(昭和59年度現在)

	事業内容	受給要件		費用負担	
		身体要件,介護要件等	所得要件	分類	負担内容
在宅福祉社 対策	老人福祉員の訪問 家庭奉仕員の派遣	ひとり暮らし 本人に老衰や障害が あって十分な介護機 能を欠く世帯	なし 非課税世帯	無料 無料	利用者 1日 1,400円 (但し,生保受給者は無料) 利用者 移動入浴 3,000円 送迎入浴 2,000円 施設入浴 1,000円 (但し,生保受給者は無料)
	盲老人介護人派遣	日常生活に支障のあ る盲老人の世帯	非課税世帯	無料	
	在宅ねたきり老人等 短期保護	ねたきり老人等の介 護世帯で,家庭にお ける介護が一時的に 困難となった場合	なし	応益	
	在宅ねたきり老人訪 問看護指導	介護者のあるねたき り者,または,その おそれのある者	なし	無料	
	老人家庭看護実習	希望者(年齢は問わ ない)	なし	無料	
	入浴サービス	ねたきり者	なし	応益	
	(日常生活用具の給 付)	ねたきり者	非課税世帯	無料	
	(老人福祉電話の貸 与)	ひとり暮らし	非課税世帯	無料	
	(非常ベル等の支給)	ひとり暮らし	非課税世帯	無料	
	(ねたきり老人等見舞 金支給)	ねたきり者及び福祉 手当受給者	なし		
施設福祉社 対策	特別養護老人ホーム	常時介護を必要とし, 居宅においてこれを 受けることが困難な 者	なし	応能	入所者本人の収入の階層 区分に応じた費用負担 と,入所者の主たる扶養 義務者の税額等による階 層区分に応じた費用負 担 (本人分の上限は60,000円)
	養護老人ホーム	身体上,精神上,環 境上及び経済的理由 で,居宅で養護を受 けることが困難な者	生活保護を 受けている か,本人の 属する世帯 の生計中心 者が,市町 村民税の所 得割を課せ られていな い者である 場合	応能	同上 (本人分の上限は50,000円)

たすこと。また、センターは、幾つかの事業の単なる集合体ではなく、老人福祉全般にわたる調査、計画、実施、指導、調整、評価にかかわる中枢機能を持つとともに、その過程に市民参加の形態を保障して、新しい市民と行政の関係を指向するものとして設立されました。

昭和59年から、民生局老人福祉課と機能的一体化がなされ今日に至っています。しかしながら、こうした中枢機能を果たすためには、センターの内部的機能の充足が必要であり、今後の高齢化社会の進行に向けて、以下のような課題が挙げられます。

- (ア) 中央老人福祉センターの相談機能の拡充、及びこれまで扱ってきた課題に対応していくうえでは、物理的にも機能的にも限界があり、老人総合センターとしての大幅な脱皮が必要です。
- (イ) 高齢者の健康の増進を図るため、健康増進センター機能を持たせることが必要です。
- (ウ) これからの高齢者の就労・雇用問題に対応するため、高齢者無料職業紹介所などの高齢者就労部門を充実、強化する必要があります。
- (エ) 老人福祉関係職員の研修体制を確立するために、実習を含めた職員研修センターを設立する必要があります。
- (オ) これからの高度情報社会に対応して、中央老人福祉センターの調査・研究機能を拡充するとともに、情報センター（データ・バンク）を設立する必要があります。
- (カ) 上記のようなセンターと、老人福祉全般の指導監督機関とは、明確に区分する必要があります。また、新たに高齢者問題対策の総合調整機能を持つ部門の設置について検討する必要があります。

(3) 施策の方向

ア 地域での福祉の確立

(ア) 施設福祉対策

昨今の高齢者のニーズの増大と多様化に対応して、老人ホームを地域福祉の拠点とする観点から、老人ホームの存在していない行政区に重点的に配置していきます。

また、既存の老人ホームに、短期保護、入浴サービス、食事サービス等のサービス機能を兼備させ、それを地域に開放していくことによって、地域での福祉が増進されるよう、運営や設備の拡充・改善を図っていきます。更には、機能訓練を含めた

デイ・サービス事業を実施するデイ・ケア・センターの併設を検討していきます。こうした機能の地域への開放に伴って、地域の社会資源と連携がとれるよう、施設にコーディネーターを配置することを検討します。

更に、老人ホームにおけるケア機能の拡充、特に特別養護老人ホームについては、設備の改善や、精神科医や精神医療ソーシャル・ワーカー（PSW）を配置することによって、痴呆性老人の受入れ体制を整備していきます。

痴呆性老人専用の特別養護老人ホームを設立し、痴呆性老人の処遇について、開拓的で実験的な役割を担う痴呆性老人対策基幹施設として位置づけます。そこにおいては、モデル的なデイ・ケア・センターを併設し、本市全体の地域での福祉の体系化を促進させる拠点として位置づけます。

(イ) 在宅福祉施策

要援護老人や高齢者夫婦世帯等に対するホーム・ケア体制の確立のため、在宅福祉施策を今後共拡充していきます。また、在宅福祉諸施策の連携を強化するため、各施策を見直し、内容の拡充・改善や受給要件の緩和を検討するとともに、新たな供給体系を検討していきます。

(ウ) 生きがい対策

高齢者が地域での福祉活動に積極的に参加していく方向で、老人クラブ活動のあり方について検討を行うとともに、老人福祉センターなどの生きがい対策施設の運営内容の改善に向けて、調査・研究していきます。

また、敬老乗車証制度について、施策効果を検討していきます。

更に、新たな生きがい対策として、ふれあい事業を実施します。

(エ) 予防的な福祉活動

高齢者の問題発生に関する情報を未然にキャッチしたり、予知したりすることによって、生活困窮、心身障害、孤立などを予防する福祉活動の意味は重大です。従って、多様化する高齢者のニーズに応えるため、広範囲な視点からの実態調査を行います。また、福祉事務所を中心に、地域相談活動を充実・強化し、地域の実態把握に努めます。そのため、福祉事務所の機能のあり方について、現業員の業務内容の点検を含め、再検討します。

更に、老人福祉電話の機種の見直しなど通信サービスを充実することによって、事故の発生等緊急のニーズに対応できるようにするとともに、ライフ・ラインの開設についても検討します。

なお、従来、中央老人福祉センターで実施してきた「すこやか体操」を普及・充実するとともに、これと訪問指導、健康教室等とを結びつけて、問題発生への予防体制を強化・充実させていきます。

イ 地域での福祉の条件整備

(ア) 高齢者の社会参加と市民参加の促進

地域での福祉の推進には、サービスの供給体制における体系化と共に、高齢者自身の主体的な社会参加や、ボランティア活動など地域住民の市民参加によって市民の側に自主的な世代間交流と問題解決能力を地域的に醸成していくことと、このための条件整備を行っていく必要があります。このため、関係諸機関との連携の中で老人の社会参加の促進のための啓発や、多様で魅力ある社会参加プログラムの企画等への援助支援体制を整えていきます。

また、住民の主体的組織化を推進していくため、区社会福祉協議会の基盤強化に努めるとともに、高齢者を含む市民各層、関係諸機関・団体・施設等を広くまきこむ老人問題シンポジウムを区や学区単位においても定着させていくよう努めます。

(イ) ボランティアの育成

市民参加の一形態としてのボランティア活動への市民の関心は高く、限界を伴う公的サービスを補う面も無視することはできません。

従って、本市としても、ボランティアを育成する機関に対し援助するとともに、ボランティア活動のための要となるコーディネーターの養成訓練体制を整えていきます。

(ウ) 情報公開と情報提供

情報公開制度への取組を進めるとともに、高齢者問題についての情報収集を強化し、各種広報媒体を活用して、広く市民に情報提供を行っていきます。

特に、本市が実施している老人福祉施策の周知徹底のため「老人福祉施策のあらまし」の普及冊子を作成するとともに、市民しんぶん「高齢者問題コーナー」を新設していきます。

また、地域での福祉活動の推進のため、ミニコ

ミの活性化を援助し、高齢者やその家族にとって身近に必要な情報が手に入り、それに高齢者自身が参加していけるよう援助します。

ウ 中央老人福祉センターの再編成

(ア) センター機能の拡充・強化

今後の高齢化社会に対応して中央老人福祉センターが、開設以来求められてきたセンター・システムの中核としての機能を果たすためには、保健・医療・福祉が包括的に体系化し得るよう、内部的な機能を総合的に拡充・強化していく必要があります。

このため、中央老人福祉センターを、各種相談部門、健康増進部門、高齢者就労部門、職員研修部門、情報センター部門の5つの部門を中心に、新たに再編成することによって、老人福祉施策の体系化をより一層推進します。

各種相談部門

現在の中央老人福祉センターの持つ生活相談や健康相談を一層拡充し、住宅問題などを含む高齢者問題の総合相談窓口とします。

健康増進部門

現在の中央老人福祉センターの持つ「すこやか体操」などの健康増進事業を一層拡充し、健康増進センターの機能を果せるようにします。

高齢者就労部門

現在の中央老人福祉センターの持つ高齢者無料職業紹介所などの機能を一層拡充し、総合的な高齢者就労相談を行えるようにします。

職員研修部門

現在の中央老人福祉センターの持つ職員研修機能を一層拡充し、老人福祉関係職員の総合的・体系的な研修を実習を交えて行えるようにします。また、卒後教育や継続的教育によって、最先端の知識・技術を習得する必要に応えるため、大学や研究機関との連携を強化します。

情報センター部門

現在の中央老人福祉センターの持つ調査・研究機能を一層拡充し、保健・医療・福祉の全体にかかわる実践的成果を集積する情報センター（データ・バンク）機能を果せるようにします。また、そこにおいては、福祉事務所、保健所、消防署、老人福祉施設等各種関係機関と連携し、社会資源の活用を効果的に行える調整機能を持

IV 高齢者福祉施策——京都市

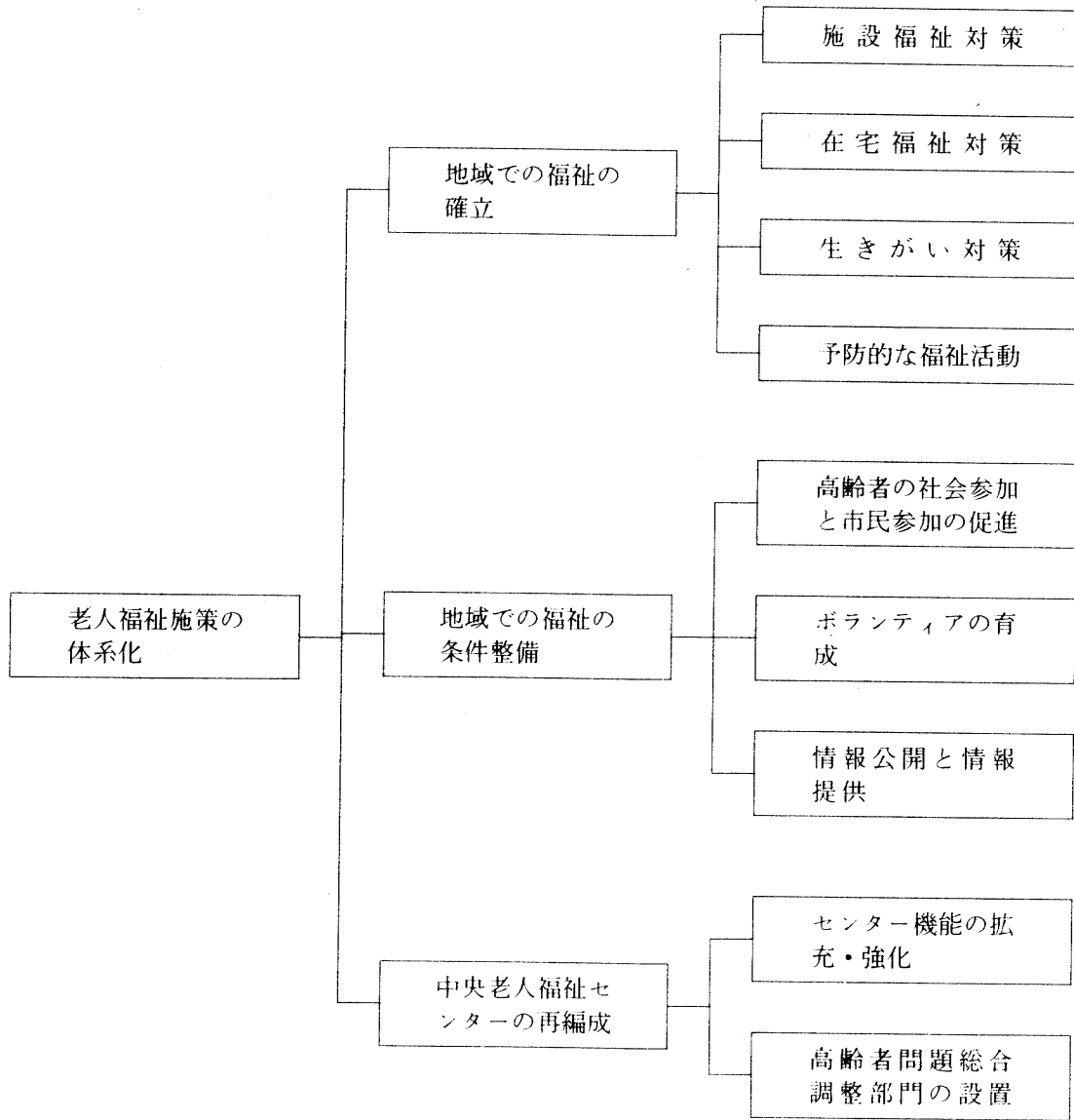
たせます。

(1) 高齢者問題総合調整部門の設置

上記のようなセンターの拡充・強化に伴って、

全庁的規模での高齢者問題にかかわる総合調整機能及び老人福祉の指導監督、企画、管理を所管する新たな部門の設置を検討します。

(4) 施策の体系



(5) 事業内容

事業名	計画内容	対象				実施時期	担当局
		独居	ねたきり	痴呆	その他		
1 地域での福祉の確立 (施設福祉対策)							
・老人ホームの建設	老人ホームを地域福祉の拠点とする観点から、老人ホームが存在しない行政区に重点的に建設誘致する。		○			A	民生局
・既存の老人ホームの拡充・改善	既存の老人ホームを、多くのサービス機能を兼備した施設にするとともに、地域福祉の拠点となるよう、施設の社会化を目指し、運営や設備の拡充・改善を図る。				○	A	〃
	老人ホームが短期保護、入浴サービス、食事サービスのよう、地域での福祉の増進を図ることができるよう援助する。				○	A	〃
・痴呆性老人対策	精神医療ソーシャル・ワーカーについて、特別養護老人ホームの職員配置基準に組入れられるよう国に要望するとともに、精神科医を特別養護老人ホームに嘱託配置できるよう人材を確保する。			○		B	〃
・痴呆性老人対策基幹施設の設置	痴呆性老人の処遇について、開拓的で実験的な役割を果たす痴呆性老人対策基幹施設を設置し、モデル的なデイ・ケア・センターを併設する。		○	○		B	〃
・デイ・ケア・センターの設置	デイ・サービス事業を実施するデイ・ケア・センターの併設可能な特別養護老人ホームについて調査・検討する。				○	B	〃
・コーディネーターの設置	施設機能と他の社会資源との有機的連携がとれるよう中央老人福祉センターの機能と連携しつつ、老人ホームの指導員等がコーディネーターの役割を果たせるよう指導する。				○	A	〃
(在宅福祉対策)							

IV 高齢者福祉施策——京都市

事業名	計画内容	対象				実施時期	担当局
		独居	ねたきり	痴呆	その他		
・家庭奉仕員派遣事業	ニーズの多様化に対応するため、新たな供給体系を検討するとともに、受給要件の緩和とそれに伴う費用負担のあり方を検討する。	○	○			B	民生局
	他施策（訪問指導、デイ・サービス事業、民生委員等）との連携体制に考慮する。	○	○			B	〃
・訪問サービスの実施	痴呆性老人等やその介護家庭へのホーム・ヘルプ・サービス、訪問看護などは、老人ホーム、病院からの派遣を含めて検討する。		○	○		B	〃
・老人福祉員	高齢者処遇に関する基礎的訓練を行うとともに増員を図る。	○	○			A	〃
	民生児童委員との連携を強化する。	○	○			A	〃
・老人家庭看護実習	多くの介護者が利用できるよう、各区の老人福祉センターにおいても実施する。		○			A	〃
・日常生活用具給付事業	用具の拡大やリース制について検討し、用具の開発研究と再利用方法の検討とともに、制度の充実について国へ要望する。		○			B	〃
	受給要件の緩和とそれに伴う費用負担のあり方について検討する。		○			B	〃
・ねたきり老人等短期保護事業	実施施設の増加とベッド数の拡大を図る。		○	○		A	〃
・入浴サービス	全特別養護老人ホームでの実施を目指すとともに、その充実を図る。		○			A	〃
・給食サービス	給食サービスを発展、充実する方向で、他事業（ふれあい事業）への吸収を含めて再検討する。	○	○			A	民生局
(生きがい対策)							
・老人クラブ	自主的運営と併行して、老人福祉センターやクラブハウスを活用し、地域での福祉活動をより積極的に行うよう指導するとともに、現行補助金制度を再検討する。				○	A	民生局

事業名	計画内容	対象				実施時期	担当局
		独居	ねたきり	痴呆	その他		
・老人福祉センター	地域福祉の拠点の一つとしての役割を果たすために、その運営内容の改善に向けて調査・研究する。				○	A	民生局
・老人いこいの家	老人福祉センターとの調整を図り、事業内容の改善と運営のあり方を検討する。				○	A	〃
・老人クラブハウス	各地区の拠点として計画的に使用するよう指導する。また、助成方式についても再検討する。				○	A	〃
・敬老乗車証制度	本制度の見直しと施策効果について検討する。				○	B	〃
・ふれあい事業の実施	老人福祉センターや老人ホームにおいて、要援護老人やその介護者の交流を図り、給食サービスなどの様々なサービスを行う、ふれあい事業を実施する。				○	B	〃
(予防的な福祉活動)							
・高齢者の実態把握	就労・雇用問題や住環境、教育等も含めた、総合的な高齢者実態調査及び市民の意識調査を行う。				○	B	民生局
	福祉事務所を中心に地域の高齢者の実態把握の方法を確立する。				○	A	民生局
	定期査察の際に、高齢者の実態ニーズの調査を行い、そのデータを分析検討して予防対策の推進に生かす。				○	A	消防局
・相談事業の充実強化	福祉事務所を中心として保健所や消防署など地域の諸機関の連携を深め、総合的・地域相談活動を進める。				○	A	民生局
・福祉事務所の機能の再検討	福祉事務所の機能のあり方について、現業員の業務内容の点検を含め、再検討する。				○	A	〃

IV 高齢者福祉施策——京都市

事業名	計画内容	対象				実施時期	担当局
		独居	ねたきり	痴呆	その他		
・通信サービスの充実	老人福祉電話の機種を従来の一般電話に換えて必要な世帯にシルバーホン(「あんしん」など)を導入する。	○	○			B	民生局
・ライフ・ラインの開設	消防相談電話を拡充する。 中央老人福祉センターの総合センター化を図ったうえ、ライフ・ラインの開設を検討する。				○	A	消防局
					○	B	民生局
・すこやか体操の普及	高齢者の機能低下防止のため、すこやか体操などの普及を図る。 ねたきり老人の訪問指導時や老人健康教室でのすこやか体操の普及、婦人健康教室での体操と栄養指導の一体化など事業の充実を図る。 老人クラブの「健康をすすめる運動」の一環として位置づける。				○	A	〃
					○	A	衛生局
2 地域での福祉の条件整備 (高齢者の社会参加と市民参加の促進)	高齢者参加促進のための啓発を行う。 事業担当課と連携し、市民しんぶん、市政放送(テレビ・ラジオ)等により、市民の理解と協力について啓発する。				○	A	民生局
					○	A	総務局
・社会参加メニューの充実	高齢者にスポーツや文化に親んでもらうきっかけとして、スポーツ面ではゲート・ボールやクリケット・ゴルフなどのスポーツ教室を開講するとともに、文化面についても市民美術アトリエへの積極的参加をPRし、高齢者に人気のあるプログラム作りについても検討する。				○	A	文化観光局
・高齢者問題に対する市民意識の向上	社会福祉協議会や福祉の風土づくり推進協議会が行う啓発等の活動を一層充実強化するとともに、関係機関と連携して高齢者問題についての啓発に努める。				○	A	民生局

事業名	計画内容	対象				実施時期	担当局
		独居	ねたきり	痴呆	その他		
	老人福祉施策の実施については、区社会福祉協議会や関係団体との連絡調整を強化し、市民に根づいたものとなるよう努める。				○	A	総務局
・老人問題シンポジウムの拡充	全行政区において区単位のシンポジウムが実施できるような体制づくりを行うとともに、各区において毎年モデル学区を選定し、学区単位のシンポジウムについても定着化を図る。 シンポジウムに対する、各行政機関の積極的参加を促す。				○	A	民生局
・ねたきり老人やその介護家族への援助	ねたきり老人、痴呆性老人等並びにその介護家族の仲間づくり、組織づくりについて援助する。		○	○		A	〃
・地域における市民の組織づくり	組織づくり及び育成について、積極的に対応する。 区社会福祉協議会の関係団体との連絡調整を強化するため、その事務局体制のあり方を検討する。				○	A	民生局
(ボランティアの育成)					○	A	〃
・ボランティア育成機関への援助	ボランティアの育成及び開発する機関に対し援助を行う。				○	A	民生局
・高齢者ボランティア活動等への援助	高齢者の能力をボランティア活動に盛上げていく援助を実施する。				○	A	〃
・ボランティア活動の拠点の設立	ボランティア活動の活性化を図るため、各区に在来の施設を活用するなど拠点の設立を検討する。				○	B	〃
・コーディネーターの養成	ボランティア活動施設の運営のために、コーディネーターの養成訓練体制づくりを行う。				○	B	〃
(情報公開と情報提供)							

IV 高齢者福祉施策——京都市

事業名	計画内容	対象				実施時期	担当局
		独居	ねたきり	痴呆	その他		
<ul style="list-style-type: none"> 市の広聴・広報・情報公開の取組の強化 ミニコミ等の利用 高齢者問題の普及と情報公開 	<p>高齢者問題についての情報収集を強化し、関係機関に情報提供を行うとともに、各種広報媒体を活用し広く市民に対し情報提供機能の強化を図る。</p> <p>情報公開制度の取組を進めるとともに、統計課資料室についても、更に行政資料を充実し、高齢者問題情報を含め、市民が必要とする情報の提供に努める。</p>				○	A	総務局
	<p>高齢者及びその家族に対し、必要な防災上の情報を提供する。</p> <p>高齢者にかかわりの深い文化・スポーツ事業や講習会については、老人クラブなどを通じて、高齢者により周知が図れるような方策を検討する。</p>				○	A	消防局
	<p>高齢者問題の普及、高齢者及びその家族に必要な情報の提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 敬老月間（9月）に、府などと連携し、その趣旨の徹底を図る。 市民啓発のための講座等の充実を図る。 テレビ、ラジオ、新聞等のマスコミを積極的に利用する。 「老人福祉施策のあらまし」の小冊子を作成し、区役所・福祉事務所等を通じて普及を図る。 市民しんぶん「高齢者問題コーナー」を新設する。 地域の社会福祉協議会、老人クラブ、地域や職域のサークル等のミニコミを活用して、高齢者問題の普及を図る。 マスコミ等各種広報メディアと行政機関の結びつきを強化する。 				○	A	文化観光局 民生局
3 中央老人福祉センターの再編成							

事業名	計画内容	対象				実施時期	担当局
		独居	ねたきり	痴呆	その他		
(センター機能の拡充・強化)	高齢化社会に対応した保健・医療・福祉が包括的に行われる総合的なセンター機能の充実を図るため、中央老人福祉センターを再編成し、内部的な機能を総合的に拡充・強化する。このため、その中心としては、主に次の5つの部門を有するものとする。				○	A	民生局
・各種相談部門	現在の中央老人福祉センターの持つ生活相談や健康相談を一層拡充し、住宅問題などを含む高齢者問題の総合相談窓口とする。						
・健康増進部門	現在の中央老人福祉センターの持つ「すこやか体操」などの健康増進事業を一層拡充し、健康増進センターの機能を果たせるようにする。						民生局
・高齢者就労部門	現在の中央老人福祉センターの持つ高齢者無料職業紹介所などの機能を一層拡充し、総合的な高齢者就労相談を行えるようにする。						
・職員研修部門	現在の中央老人福祉センターの持つ職員研修機能を一層拡充し、老人福祉関係職員の総合的・体系的な研修を実習を交えて行えるようにする。						
・情報センター部門	現在の中央老人福祉センターの持つ調査・研究機能を一層拡充し、保健・医療・福祉の全体にかかわる実践的成果を集積する情報センター（データ・バンク）機能を果たせるようにする。また、福祉事務所、保健所、消防署、老人福祉施設など関係諸機関と連携し、社会資源の活用を効果的に行える調整機能を持たせる。						

IV 高齢者福祉施策——京都市

事業名	計画内容	対象				実施時期	担当局
		独居	ねたきり	痴呆	その他		
(高齢者問題総合調整部門の設置)	<p>センター機能の拡充・強化に伴い、全庁的規模での高齢者問題の総合調整機能、老人福祉の指導監督、企画、管理を所管する高齢者問題総合調整部門の設置を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政全般における高齢者問題の全庁的な総合調整機能及び老人福祉行政の企画、管理を行う。 ・中央老人福祉センターを含む、管内の老人福祉施設、福祉事務所に対する指導監督を行う。 ・中央老人福祉センターと有機的連携をとりながら、明確に区別された機構とする。 				○	B	総務局 民生局

おわりに

今後の高齢化社会における老人福祉の問題は、多岐多様にわたっており、この課題は単に行政の力だけで解決できるものではなく、広く関係機関や地域の諸団体との綿密な連携によってこそ解決が可能であると考えております。

このため、従来の縦割り行政では克服し得ない行政課題について、プロジェクト・チームなど横断的な執行体制の整備を図るとともに、特に経済、産業、労働行政などの領域については京都市の行政の権限

を超えるものも多いので、京都府との緊密な協力体制の確立に努めます。

また、「中・長期計画」の実施に当たっては、高齢者問題の推移によって、更にその内容を修正、補強、改善していく必要が生じることも予測されます。これに伴い、今後共、京都市社会福祉審議会に対し、個別施策に関する新たな諮問を含め、協議検討をお願いしてまいります。

以上のことを踏まえて、この「中・長期計画」の実行に全力をあげて取り組んでいくものです。